

平成30年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成30年3月12日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第3号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第4号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第6号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について
第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第9号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第10号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第11号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算
第20号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算
第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算
第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算
第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長兼 学校教育課長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者兼 出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日、配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者16名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の両名を指名します。

日程第 2

○議長（杉浦あきら君） 日程第 2、第 2 号議案から第 1 2 号議案までの 1 1 件と第 1 9 号議案から第 2 7 号議案までの 9 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により、1 議題につき、1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第 2 号議案の質疑を行います。

3 番、稲吉照夫君の質疑を許します。

3 番、稲吉君。

○3 番（稲吉照夫君） では、早速質問をさせていただきます。損害補償の対象ということでいろいろとあろうかと思っておりますので、お聞きしていきます。

損害補償の対象として非常勤消防団員等とありますが、この具体的な範囲の説明を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 本条例の非常勤消防団員等の範囲でございます。消防団員はむろん、民間協力者が対象になるということでございます。民間協力者というのは、災害現場において消防団員以外に活動していただける方でございますので、例えば自主防災組織であるとか、個人であるとか、そういった方が対象になると思います。

○議長（杉浦あきら君） 3 番、稲吉君。

○3 番（稲吉照夫君） わかりました。そうしますと、漠然としてあれなんですけど、具体的に細かいことをお聞きするわけですけれども、火災・水害等の非常時において、消防団員あるいは区の自警団を中心に近隣住民の協力も視点の流れとしてあるわけですけれども、協力して作業に当たる人が全てそういった対象になると判断してよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 基本的には民間協力者ということでございますので、協力していただける全ての方が対象になると理解しております。

○議長（杉浦あきら君） 3 番、稲吉君。

○3 番（稲吉照夫君） 特に、これからよく言われている大震災というような場合があります。そういった大震災の場合、特別な要請がなくても、よく言われるように自助・共助・公助ということで、自助の段階、共助の段階において近隣住民が率先して救助活動等を行うことがあろうかと思うんですけれども、その場合も対象として考えてよろしいわけでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 当然、その場に消防団員、消防職員がいない場合も想定されます。

また、震災等の発災直後であれば、混乱している状況下の中でそういった指示があるとは想定されないところがございますが、そういった場合においても、やはりその民間人というのは、その目の前で災害があり救助を必要とする人、火災が発生している場合については延焼の防止、人命救助を行わなければならないと法律で規定されておりますので、そういった活動についても対象になると考えます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） わかりました。その後に、公務によるという項目もあるわけですが、その公務というものとこの区別というのですか、公務の範囲というのはどういうものを指すのか、説明願います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 公務の範囲でございますけれども、まず火災の予防、警戒、鎮圧業務、それから救助業務、地震・風水害等の災害予防、警戒、防除、武力攻撃事態事態における国民保護措置、地域住民に対する協力、支援、啓発、消防団の庶務処理が、消防団員に対する公務の範囲というところになります。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 幅広く規定されておまして安心するところがございます。それと、もう1つ、特に小さいこれは災害とっていいかわかりませんが、最近特にある集中豪雨等、ゲリラ豪雨等によって局所的に被害が出ることもあるかと思えます。そうした場合に、消防署ではなくて近隣住民から区長のほうに事案が上がって、区長が見て、これだったら自警団の二、三人呼んで、あるいは近隣住民で何とかなるねということで復旧する作業というのがあるかと思うんですけれども、そういった場合というのは対象として考えてよろしいわけでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 水防活動を例に挙げられましたけれども、まず、そういった目の前に災害が発生している現場におきまして、例えば区長様が自警の方への水防活動を依頼されたという場合にあって、目の前で災害事案が発生した状況であれば、この条例の補償の対象になると考えます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） ありがとうございます。そうすれば、そういった範囲まで考えてくださる対象になるということであれば、安心して復旧作業等に当たれると思えますので、より中身の濃い住民サービスあるいは復旧作業ができるかと思えます。

それで、もう1つ、最後ですけれども、この中で補償基礎額の加算額のところですが、第1号の配偶者のところが333円から217円に下がってしまっているというのはちょっと疑問に思うわけですが、一番理解者であって、一番家庭において協力者である人がなぜこんなに下がってしまうのかなということでもちょっと疑問に思いましたので、なぜこういう形になったのか理由をお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、今回の議題の消防団員等公務災害補償条例でございますが、その今回の加算額につきましては、政令で定められているところがございます。政令の

根拠といたしましては、平成28年8月の人事院の給与改定勧告を受け、同年11月に一般職の給与に関する法律、通称給与法とっておりますけれども、給与法の中で扶養手当の改正がなされております。この扶養手当が、28年から29年、30年へと、段階的に配偶者については引き下げられております。子については引き上げられているというような、そういったものに根拠を持つものでございまして、333円とかいう金額でございますけれども、給与法で言うところの扶養手当の額を日額当たり直すために、30で割りまして1円未満を四捨五入した金額が267円であったり、333円であったりというような金額になるものですから、ここに給与法がもともと改正されたことにより政令が改正され、政令が改正されたことによりこの条例を改正するという流れになっております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） そういう給与法であればやむを得ないかなと思うんですけども、ただ、この部分だけが下がってしまうというのは何か納得できない部分があります。今後の改正等があれば、その段階においてはやはり少しでも引き上げていただいて、協力してくれる人にもそういった面の配慮が必要かなと、今後検討をお願いして終わります。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 先ほど申しましたように、給与法がもともになったものでございますので、給与法の扶養手当の改正につきましては、配偶者の雇用機会をふやすという目的で引き下げられたというふうに理解しております。したがって、国の施策によりこのようになったというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉照夫君の質問は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2号議案の提案理由で、町長は加算額の変更によるものだと、こういう趣旨の説明をされました。そういう説明を受けますと、それでは第1号は改正減になる。加算にはプラスもあれば、マイナスもある。プラスもある、マイナスもある、これが加算減だ。だけど、加算外とは言わないでね、町長は加算の規定による変更ですよと、こういうことになります。そうしたときには、じゃあ、改正減となる対象者、これは何名なのか。この条例は議会が議決した後の施行ということになるわけですが、この問題については後ほど触れますけれども、要は対象者が何名いるのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、対象者についてのお尋ねでございます。幸田町の消防団におきましては、公務災害に該当する団員というものが、昨年、一昨年と、特にこの条例の対象になるような公務災害が発生しておりませんので、したがって対象者はないというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 木で鼻をくくった、極めて官僚的など。要は、幸田町でその対象になる団員がいませんでしたよと。ですから、その状況はわかりませんよと。こういうこと

なんだよな。そうしたときに、要は、内容は加算規定の変更によるものだという町長の提案を受けて、その内容は、第1号は改正減となる。改正減となったときに、物事の捉え方は、1つは不利益遡及適用せず、こういう規定がございますよね。そうなりますと、これが不利益遡及適用の原則に反するものではないでしょうか。対象者がいるとかいないとかいうのではなくて、規定が変わったことによって不利益をこうむる人の問題が発生をする。そうしたときに、不利益は遡及適用しないよ、遡ってやらないよということになります。たまたま対象者がございませんという形で胸をなでおろしたとしても、規定そのものが不利益遡及適用せずに該当しませんかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、遡及適用という部分でいいますと、まだ現状が確定しているわけではございませんが、現状においては対象者がいないという、そういったことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、あなたが先ほど答弁した内容だよと。そういう答弁を受けて、私は、これをやりますと不利益遡及適用の原則に当てはまりませんかと、こういうことなんですよね。あなたは対象者がおりませんからわかりませんよといったら、職務に忠実なのか。こういう問題が提起されるよな。だから、そうした点も含めていくなれば、私は制度改正によって不利益をこうむる。利益をこうむるのは遡及してもいいんだ、さかのぼって利益を享受する。しかし、不利益をこうむるときには、さかのぼってその不利益をあてがってはいけないよと、これが不利益遡及適用をしてはならないという原則だという点はきちんと押さえて、こんなたらいのふちを回っていても、まだ12分あるからな、12分やろうとは思いません。

そうしたときに、次に2号で、第2号の改正前は267円で、括弧書きは「ない場合」であるがと、こういうふうになっております。「ない場合」というのは、括弧書きでいきますと米印ですよ。※1が配偶者がいない場合、扶養親族のうち1人に限るよと、こういう規定であります。そうしたときに、改正後は一緒だよということになりますと、ここでいくと、※1というのは扶養親族のうち1人だけだよと。3人、4人いても、2人目、3人目はペケだよと、こういうふう理解できますよね。そういう理解でいいのかどうなのか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 不利益遡及不適用のことでございますけれども、あくまで災害発生、要するには公務災害が発生した時点でのもので取り扱うものと理解しております。

また、この括弧書きの部分の1名ということでございますけれども、複数名おられたとしても、この1名が対象になるというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは理解をした上でね、あなたになぜなのかということを知っているのですね。私にね、もうちょっとうまく理解してくれないかな。私がこういう問題があるではないか、なぜなのかといったときに、そうなっておりますようだ。これじゃあね、答弁にはならない、説明にはなりません。きちんと説明責任を果たして、私を含め

て議員に理解ができるような説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 先ほど稲吉議員の質問の中で、この政令の根拠となるものが給与法の改正によるものだということを答弁させていただきました。給与法において、第2号の29年度の金額は8,000円でございます。配偶者がいない場合につきましては1万円でございます。ここに根拠を求めておりますので、給与法の改正に伴って政令が改正され、この条例も改正するという御理解願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、政令が変わりましたよと。政令が変わった、給与法も改正があった。それに基づいてということですけども、これはあらかじめ通告してあるわけですよ、その内容はね。なぜなのかということなんだ。「ない場合」であるが改正後は同額だといったときに、町長の説明のように加算規定の変更による議案の提案のその説明ですよ、こういうことになりますよね。そうしたときに、この内容がなぜ1人に限るのかということになりますと、いや、政令でございますよ、給与法ですよ。そういうことになると、じゃあ、1人、3人、4人といった場合の対象はどうなるのか。こういう点の解明をしてもらわないと困る。扶養親族が1人だよということになりますと、扶養親族が1人以上、2人、3人といった場合、その人たちは対象外ということになりますよね。こういう理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 第2号の267円が通常この加算額でございますけれども、配偶者のない場合に限り、1人333円という規定でございます。したがって、1人しか対象にならないというところでございますけれども、この理由といたしましては、給与法の言うところによります額が基準になっているわけでございますけれども、給与法の改定の中には配偶者の就労を促し、配偶者については手当の縮小をされた。その分の原資を利用して、子に手厚く配分するというような形から改正されたものと理解しております。したがって、今回の事案に関しましても、29年度にあってはな「ない場合」については1人しか対象になりませんが、30年度以降につきましては、全ての子において333円に統一されるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、1人とは、いわゆる給与法の言うところによる配偶者。配偶者が子育てに専念せずにもっと働けと、あなたが言うのはそうでしょ。配偶者が就労するように奨励をするためにこの規定を設けたよと、こういう説明ですよ。そういうことになると、子育てに専念する配偶者はあかんと、外へ出て一生懸命働いてこいと。こういう規定になりますと、そういう理解でよろしいかということなんだ、あなたの説明でいきますと。就労支援だよということになりますと、そういう理屈が成り立ちますよ。つまり、この※2は配偶者及び扶養親族に係る子がない場合は、扶養親族のうち1人に限りますよという規定はそういう読み取りができますが、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 給与法におけるところによるのは、先ほど私が説明しましたとお

り、配偶者の就労を促すための引き下げというふうに私は理解しておりますけれども、この条例が給与法をもとに政令で定めた基準に従い改正されるわけですけれども、この条例の改正根拠といたしましては、消防組織法の24条にございます非常勤消防団員に対する公務災害補償の中で、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるというふうに規定されておまして、政令のまま改正を提案させていただいているところでございます。したがって、給与法のもとからこの条例改正まで至っているというところで御理解願いたいと思います。

○14番（伊藤宗次君） 水は上から下に流れるよと、こういうことだな。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成28年の一般職の給与表の改正によることによる、上位法からの改正であるということが今の説明であったわけですが、この改正におきましては、先ほどから議論となっておりますように配偶者手当の削減、また、それによる今度は扶養手当の引き上げということで、お互いに配偶者の手当の削減分を扶養手当に回すというような、そうした配偶者手当の削減が原資となっているということで問題になったわけですが、これが第1号の引き下げの理由、それによる第2号の引き上げの理由ということで理解してよろしいかどうかということでございますが。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） この条例改正が、もとを正せば給与法に準拠しているというところから鑑みて、今の議員の説明でよろしいかと考えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き下げがあったのは平成28年でございます。それによって、平成28年に確か一般職も改正をされた記憶があるわけですが、平成30年4月1日の施行期日となった、この理由についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 給与法の改正で、段階的な変更がなされております。議員がおっしゃるように平成28年の改正でございますけれども、29年4月1日の改正分、それから30年4月1日の改正分というものが、2年度にわたった改正が1つの法案でなされているというところがございます。したがって、給与に関するものにつきましてはこのような改正がなされているわけでございますけれども、政令が単年度ごとの改正でやってまいりましたので、私どもが政令を飛び越えて先に改正することは許されませんので、このように2カ年にわたった改正をお願いするというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2カ年にわたった改正と言われましたけれども、今回の災害補償条例の一部改正は、今回平成30年4月1日を期日とするのが初めてでございますが、平成29年度も何か非常勤消防団員の災害補償条例に関するものがあったということなのか。それとも、平成29年度は関係がなかったよということなのか、それについて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 29年度の改正につきましては、平成29年5月2日に行われた臨時議会において提案をさせていただいているところでございまして、御可決、承認いただいておりますので、それによって遡及適用されたというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 失礼いたしました。そうしますと、段階的にこのように引き上げ、引き下げがなされたことによって、対象者はいなかったと言われましたけれども、こうした非常勤消防団員等の災害補償による支払った経過というのが過去に、過去10年間ぐらいですね、あったかどうか。例えば、幸田町においての大きな災害といえば、平成20年の豪雨等による災害があったかというふうに思うわけでありますが、こうした事例というのは余り記憶がないわけでございますけれども、そうした点で過去にあったかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 手元に25年からの資料はございますが、25年からにつきましては、25年に1件、休業補償において対象となる事案がございました。それ以外は、26、27、28、29ともございませんでした。私の記憶で申しわけございませんけれども、それ以前については私自身は記憶にございません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） まずは、西三河地方教育事務協議会の規約の一部を変更するについての提案理由の部分について、まずお聞きします。

理由として、西三河地方教育事務協議会の担当する事務にかかわる規定の変更及び組織の見直しに伴い、必要があるからというふうにされております。なぜこの見直しの必要性が生じたのか。その要因ですね。上位法の改正とかいうものに触れずに、規約の改正の変更をするのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 提案理由ということで組織の変更ということでございますけれども、上位法の変更があったわけでもなくということでございますが、直接的な上位法の変更があるわけではございませんが、地方教育行政の推進に関する法律で新教育委員会制度というのが普及してまいりました。それに基づきまして、各関係市町の教育委員会がその新制度に移行をする中、教育長、教育委員長が廃止をされて、教育長にその権限が統合されるという状況になってまいりました。その中で、今まで各市町から事務協議会の委員に教育長及び委員長ということで2人ずつ出ていたわけですが、今回新

教育長の移行をしつつある中で、今まで会長が委員とは別に選任をされていたわけですが、その会長を各市町の教育委員会の教育長をもって充てるようにするということが一番の目的で、組織の変更を行うということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、上位法について触れられましたけれども、この議案はほかの市町の議会でも上程されているのは承知をしております。例えば安城市議会の場合はどのように書いてあるかということ、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の改正に伴うものとしての提案理由を上げております。幸田町は、上位法の改正がなかったからというふうに言われましたが、安城市議会ではこのような提案理由をされておりますが、安城市議会との違いについてお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 安城市での議会の提案理由がどういう表現になっていたかということについては、済みません、承知はしておりませんでしたけれども、今回規約の変更自体は統一した用語でいくということで足並みをそろえているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ほかの市議会がこういうふうに上位法の改正に伴うという必要が生じたというふうにならしているわけですが、幸田町は上位法が改正されていないという答弁がございましたが、私もよくわかりませんが、教科用図書の無償措置に関する法律の改正というのは、これについて改正されてなかったのか、されてあったのか。私の記憶ではあったと思っておりますが、その点についてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 以前に改正があったかもしれませんが、直接なところは承知はしていません。申しわけございません。ただ、直接的に今回の変更結びつくという認識は持っていません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） これは今回の議案の中の根幹をなす部分でありまして、いわゆる教科書無償配付の選択を誰がどのようにするかという道順が少し変わるんですよ。変わるというのがこの大きな問題だと思うのですが、それを教科書無償配付に関する法律が、たしか平成27年には改正をされているわけですから、その部分に伴って教科書の採択の仕方が変わってくるんだとよという影響を受けてこの改正が行われるわけですよ。その部分ですから、この点は安城がそのように言っているということは、一度この部分についてははっきりさせていただきたいと私は思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、中根議員のおっしゃったところ、部長も答えましたように、今回幸田町ではそれが一番の核心であるとは思っていませんでしたので、そういうふうにはお答えしていません。以前、沖縄のほうで問題になった教科書の採択について、問題があり制度が変わったということ承知しておりますが、今回は西三河事務協議会のほうが事務をやるというところに誤解を招きやすいということで、もう27年は議員がおっしゃったように変更しておりますから、去年の中学校の道徳の教科書の採択につ

いてもそのとおりにやっておりますが、そのことが原因で今回のこれを変えるというふうに幸田町は承知はしておりません。文言が語弊があるので、事務は西三河地方教育事務協議会がやることではないということなので、それを直してほしいという要望もあって直すものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 曖昧な答弁で申しわけございません。今、教育長が申されましたみたいに、もう既に27年に改正されているということで、直近の動きとして変わってそれに伴ってという認識が私の中で薄かったものですから、曖昧な答弁をしてしまいました。申しわけございません。議員が御指摘の件につきましては、平成27年4月施行の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正により、都道府県の教育委員会が設定した採択地区内の市町村の教育委員会が協議により、規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うため設置が義務づけられたというのが、今回の西三河教科書採択地区協議会でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そのとおりだと思っておりますから、そういうことでこの規約が改正されると。規約を改正するというのは、その要因となるべき上位法が改正されたんだというふうな捉え方が、これは安城市議会が今やっている議会の中でそのように説明しているわけですよ。なぜ幸田町は上位法について触れていないのかという部分についてお聞きしていたわけですが、幸田町については、この上位法はもう既にスルーしたものだという考えではなくて、それに影響されているんだという部分についてきちんと認識されたのかどうかについて、再度お聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 地区設定の中で西三河採択地区協議会というものの自体は、もともとあったものですから、そういう認識が薄かったということがございます。改めて再認識をさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 提案理由の説明の中に、規約を改正するというのに、規約を改正する要因としてはどこか必ず上位法というものの絡みがあるはずですよ。その上位法について触れていない規約の改正の仕方というのが存在するのかなということが今回とても気になっております。実は、このことは岡崎市について見ると、このように表現をされています。岡崎市は、岡崎市のこの議会の中でこういうことを言っています。規約の一部変更について、関係諸団体と協議することというのが岡崎市の議案でございます。要するに、規約が一部変わったから、関係する市町と協議をすることなんだ、それが議案なんだと言っているんですね。ですから、幸田町が言ってるこの提案理由と、岡崎市が言ってるこの提案理由と、安城市が言っているこの理由とはまるで違うんですよ、それぞれ。じゃあ、幸田町はどちらよりなのかと。何を求めてこの議案の提案理由を書いたのかということについて、もう一度お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

- 教育部長（志賀光浩君） もともとの提案理由を説明した際には、どっちよりなのだと言われれば、29日の議会の御承認をいただいて議決がされた段階で、西三河7市1町で書面をもちまして協議書というもので、各市町長の印鑑を押した協議書というのを作成いたします。そういう意味では、岡崎に近いか、安城に近いかと問われれば、どちらかという、その協議という点では岡崎市に近いのかなという認識を持っております。
- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 提案理由の中にですね、この議案の中に、協議会の規則が変更されますと、そこなんです。なぜ規則を変更する理由が生じたのかと。規則変更の理由というのがあるわけですよ。それが提案理由に載ってこなければいけないはずですよ。その中に規則変更の理由の大きな要因として、安城市は先ほど言ったように教科書の無償配付の改正なんだと。岡崎市はそうではない。7市1町の協議会との説明の部分が岡崎市の提案理由なんです。それぞれが違うんですよ。ですから、幸田町は少なくとも変更についてという議案を出されている以上は、これはちゃんと上位法のことと触れてないと、この提案理由そのものが提案理由の体をなさないとは私は言っているわけですが、その点の説明をいただきたいということで、これだけで時間を使っておりますがスムーズにお願いします。
- 議長（杉浦あきら君） 教育長。
- 教育長（小野伸之君） 時間がかかってしまって済みません。提案理由は、事務に係る規定の変更それから組織の変更の2つを審議していただきたいわけですが、その一番のものは教科書の採択の平成27年に変わったことにかかわるところでございますので、安城と同じように考えていいわけですが、既にやっておりますし、文言の問題だと思っております。あと御質問があれば、それに答えたいと思うのですが、事務をやってきたわけではない。そこが間違いがある、語弊があるので、これを庶務に改めたいということを考えております。
- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 一番のネックは、いわゆるこの協議会の規則というのは、一部変更というのは、これは1つの市町だけでは変更できないですよ。これは当然ですよ。7市1町が決めた規則ですから、幸田町だけで勝手に変更をすることはできませんよ。そういうわけですから、この提案理由そのものが少し曖昧過ぎるのではないですかという話でして、これを正当化するというところにちょっと疑問を感じておりますので、あと1分これについて使います。
- 議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。
教育部長。
- 教育部長（志賀光浩君） 上位法の変更との絡みということが直接的に説明されていないということで曖昧であるという御指摘ですけれども、今回やろうとすること自体は先ほど教育長も申しされましたように、事務に係る規定の変更と組織の変更ということであるということで、それを単純明解に提案理由とさせていただきますのでございます。
- 議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） はい、わかりました。さっき言いましたように、この協議会規則と

というのは、幸田町で変更についてこう言ってますけれども、幸田町ができることではないんですよ、そうでしょ。7市1町でこれができることで、ですから岡崎市の言うように関係諸団体と協議することというのは、これがメインになるはずですよ。岡崎市はそれをよく読んでますから、こういう変更をするのに7市1町と協議をすることという議案を出してる。幸田町は変えることを議案としているんですね。変えられるわけではないじゃないですか、幸田町で、そうでしょ。7市1町の問題なんですから。その辺のところがおかしいよということではありますが、時間がなくなってきましたので、次へいきます。いいですか。

この規約が言う関係市町とか西三河という表現は、通常言われる9市1町とは違うんだね、7市1町ですから。今度いただいた関係資料を読んでいたら、西三河とかそこに書いてあるわけだから、僕は9市1町のことかなと思ったんだけど、この資料を見ると第3条の部分は省略されておりますから、この省略された理由。なぜ西三河を7市1町だということが表現されずに、そのままなぜ省略したのか、資料の中でね。7市1町と9市1町の使い分け、これはどのようなときにどのように使い分けておられるのかについて、まずお聞きしたいと思います。いわゆる資料が一部やや不親切だなというふうに私は思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、資料が不親切ということでございます。西三河全市町で9市1町ということがよく言われますけれども、今回は7市1町というふうに申しますのは、豊田市とみよし市を除いた7市1町ということでございます。こちら辺については、もともと豊田市及びみよし市というのは以前は豊田教育事務所というのがございまして、そこで管理をしていたということでもともとの区域が違っていたということで、この件については豊田とみよしを除いた7市1町で動いているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、西三河と言われれば9市1町と思うのは、これは当たり前ではないですか。そこのところへ突然これは7市1町だよと。7市1町なんて言葉はどこにも出てこないですね、この文章の中に、資料の中に。出てこないという不親切なこの資料が出まして、聞かれなければ答えないという、こういうことで果たしていいのかという部分がございますが、それは提案理由も同じことで、随分この議案というのは不親切な議案だなというふうに私は思っておりますので、7市1町と9市1町の使い分けはどうされているのかという質問を先ほどしましたので、その辺のことの答えをお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） たびたび申しわけないです。使い分けは、これは教育事務所のことですので教育に関することであるわけですが、事務協議会を立ち上げているのは、今部長が申し上げましたように、前の西三河教育事務所の豊田教育事務所があったころにさかのぼるわけで、豊田教育事務所を廃止して西三河教育事務所に一本化したときに、豊田とみよしは教科書採択等を独自でやるということで、だから前から西三河教育事務

所に西三河管内でも豊田とみよしは入っていなかったと。それをそのまま引き継いでいるわけですが、現在、教育長会議とか委員長会議というのは、この事務協の会議のほかには西三河教育事務所の主催でやるときには9市1町で行っております。事務協の主催する会議になると7市1町で、現在は安城市が担当市町ですから、安城市の会長が司会をしながら会議をしております。県からの通達は、9市1町の西三河教育事務所の所長が司会・会長をするときに内容の紹介があります。教育の世界で、県の事案について説明があったり審議するときと、西三河の特に教科書のことが大きいわけですが、審議するときで分けてあります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今答弁がありましたように、7市1町と9市1町の使い分けというのはそのとおりだと思っておりますが、そのようなことは一般にはよくわかっていないことですので、やっぱりきちんと資料を出されるときの段階でそのようなことにちゃんと触れてあるべきだと私は思っておりますが、とてもそういう意味であります。

その変更点の中に、変更前は教科用図書の採択に関する事務というのがありましたよね、今の答弁にもありましたが、これが採択地域協議会の庶務になったでいいですね。採択地域協議会なんていう言葉がここに突然飛び出してきまして、何の説明もなくですね。我々によって西三河教科用図書採択地区協議会とは一体何だ、その庶務とは何だという部分は、規約や規則や担当する庶務の内容について何の説明もないわけですので、どういう権限でどうなっているんだというこの概要について、これは当然説明があるべきだと思うのですが、採択地区協議会とは一体何者なんだということなんです。説明をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 西三河教科用図書採択地区協議会と申しますのは、義務教育の諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づきまして、西三河7市1町ですね、西三河9市1町から豊田市とみよし市を抜いた残りの7市1町の市町立小中学校で使用する教科用図書の採択について協議をする組織というものでございます。当然協議会には規約が定められておりまして、その地区は西三河地方教育事務協議会と同じですが、事務協は関係市町で設けているのに対しまして、採択地区協議会は関係市町の教育委員会がこれを設けるといふようなことが定められておりまして、それが大きな違いかと思えます。また、教科の選定を目的としているだけに、教員研究員の設置ということが規定されていることが大きな特徴でございます。また、事務協が担任をします採択地区協議会の庶務の内容につきましては、主には経費の支弁に関する事務、いわゆる会計事務が主な庶務ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 採択地区協議会の規約とか規則というのは実際わかりません。そのものが資料として出ておりませんのでわからないのですが、文科省は、採択地区協議会規則の例として、こういう規則をつくるといいよというモデルの規則を文科省は公表をしておりますね。それを読むとこんなふう書いてあるんですね。第8条として、協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理するというのが文科省のモデル規

則です。もう一回いいますと、協議会の庶務というのは会長が所属する教育委員会において処理すると。このモデル例が生かされたような規則であれば、庶務の事務というのは会長が所属する教育委員会が担当するんだと。先ほどから説明があるように、これは安城市なんだということになるんですね。ここで言う庶務の内容と、先ほどから出ております採択地区協議会の庶務内容とは同じなのか、違うのかについて、まずお聞きしたいと思います。なぜお聞きするかというと、今回の場合は、この提案ではとても資料不足ですから、西三河教科用図書採択協議会の規約というのを資料として提出していただけるかについてもあわせてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ただいま文科省が示したモデルの規約を御紹介いただきました。この西三河におきます採択地区協議会の規約につきましても、議員が今御提示いただきましたように、第8条庶務というのが規定をしてございまして、議員がおっしゃるとおり、協議会の庶務は会長が所属する教育委員会において処理するという、モデルに沿った内容の規定がされております。西三河の規約については、第15条におきまして経費の支弁という条がございまして、ここで、協議会に要する費用は西三河地方教育事務協議会が負担するというこの一節がございまして、これに基づいて先ほど申しましたような会計事務については、西三河の事務協のほうでやらせていただいているということで、先ほどのそういう意味での庶務ということで報告をさせていただきました。それから、採択協議会の規約の資料提供いただきました。対応させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 教科用図書の採択は地区ごとに違うわけですね。ですから、子どもたちにとって大事な問題は、年度の途中に採択地区が違うところに引っ越しをした場合ですね。引っ越しをした場合は、教科書が変わるわけですね。そうした場合、子どもに対する影響は物すごく大きいわけですが、例えば幸田町から知多地域の常滑とか半田とかがそちらですが学校へ行けば、小学校では変わらないのは算数だけなんです。あとはみんな変わるんですね。幸田町の子どもが知多のほうへ行けば、ほとんどの教科書が変わります。中学校で変わらないのは国数英だけです、残りはみんな変わるんです。こんなふうに入転出で子どもの教科書が変わる地区というのは、愛知県下だけでもどのぐらいあるのだろうかということは、これはもう御存じかと思いますが、それについてのどのぐらいかという状況についてまずお話をさせていただきたい。幸田町の子どもが外へ出ていく、今は幸田町の子も外からどんどん入ってきてますよね。とても人口がふえている町ですから、そういった交流が大きい。それはとても教育問題にかかわる教科書の問題ですね。教科書は教科書会社によって習う順番が違うわけですから、その部分が変わってくるんだよということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 西三河の地区外に出た場合の教科書が違うという状況を承知しているかということにつきましては、申しわけございません、地区外の状況については把握をしておりません。また、地区外の状況は把握をしておりませんが、議員がおっしゃるとおり学校が変わった場合、市町が変わった場合に教科書が変わるというの

は子どもにとって影響が大きいことであるという、議員がおっしゃることは十分理解できるわけでごさいます、その考えの趣旨に沿って義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律のほうで、全国統一ということではないですけれども、少なくとも採択地区の中では各市町同じものを採択するという、その地区内での統一ということが規定をされているということであるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 時間が来ましたので、実は今半分もいってないような段階でありますので、残りはまた別の機会に質問させていただきますが、子どもがとにかく入ってくる、出ていくということの実態が、教育委員会として今全然把握されていないということがわかりました。把握していただきたいと思えます。以上です。

○議長（杉浦あきら君） 質問者に申し上げます。制限時間を超過しましたので、終えてください。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 地区内で教科書は統一されているということで、その状況は当然把握していたわけですけれども、地区外がどうなっているかということについては把握はしておりませんでした。その点については今後把握するように努めたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 時間がなくて済みません。議員も前職で承知をしてみえますと思えますが、全国からあるいは海外から、日本人、外国人が転校してまいるときには、まず最初に行うのは教科書は何を使っていたかを確認するわけで、これが前の学校のほうから送られてきて、それを無償で支給するために手に入れます。私たちが随分手落ちだったかなという気もするわけですが、全国津々浦々のどこの地区が何の教科書を使っているかを私たちが知っていたほうがいいのですが、知らなくても全く困らないかなと思っています。よその地区が何を使っているかを調べておけばいいのですが、どこからいつ誰が来るかわかりません。来るときに、そのときに使っている教科書が何かをきちんと調べて、それを手に入れて渡してあげることが一番大事であって、もちろんどこから来てもいいように毎年準備をする必要はあると思えますが、そこまではしなくても十分子どもに迷惑のかからないようにやっていけると思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時14分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

○5番（水野千代子君） まず、この協議会の西三河の7市1町の内容を聞こうかというふうに思いましたが、この協議会の加入の市町は先ほどの答弁で西三河9市1町から豊田とみよし市は入らない7市1町ということをお聞きをいたしましたので、これは割愛を

したいというふうに思います。

それから、西三河地方教育事務協議会での事務内容の詳細をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 事務内容の詳細でございますが、この事務協の規約第4条に担任する事務というのがございます。主には、今回変更をお願いをしております西三河教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務、それから小学校及び中学校の教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務、それから学校、その他教育機関の職員の広域にわたる研修を行う事務等が主な事務内容となっております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この協議会で今言われた事務がそれぞれあるわけでございますが、例えば最後に言われた学校その他の教育機関の職員の広域にわたる研修を行う事務というふうにございますが、ここの研修の内容等についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 研修の内容につきましては、特に幸田町については学校の先生の新任者研修、それから10年目の10年経験者研修等についてやっていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 事務内容もかなり多岐にわたってあるというふうに思うところでございます。

それから、次に組織委員会の定数が今回16人以内というふうになるということで、以内ということは16人に達しなくてもいいのかなというふうに思うわけでありましたが、それでは現在幸田町の委員は2人確保されてるのかなというふうに思うわけでありましたが、この以内になったときには、本町のこの協議会への人数というのはどのぐらいになるのでしょうか。また、現在の7市1町の教育のこの協議会の委員のこの市は何人というのがもし決まったらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今現在の委員の数でございますけれども、各8市町とも教育長と教育委員の代表1人の各教育委員会で2人ずつということでございます。その委員とは別に、当番市の安城市においては会長が別に選出をされているということで、委員については各市町2人ずつということでございます。当然幸田町も2人ずつということでございます。

それから、今回の変更後でございますけれども、7市1町の8市町、基本的には教育長と教育委員が1人の2人ずつで16人のところを、教育長が会長に選任される教育委員会については、委員としては1人となり、実人数は15人になるであろうと想定されます。幸田町については2人のままということです。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 変更前は教科用図書の採択に関する事務、こういうふうになっております。したがって、旧というよりも現だな、現の規定でいくと教科書採択という事務があるんだよということですが、このことによって何か支障が生まれたのかどうなのかということですよ。新しいほうにはそれが外れてるということは、支障があったから改正をするんだよと、こういう受けとめができるわけですが、そうした点でどういう支障が生まれてきたのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 支障があったのかどうかということでございますけれども、教科書選定については名実ともに西三河教科用図書採択地区協議会が行っており、事務協については、先ほど来、答弁いたしましたように会計事務を主とした庶務を行っているというのが現状でございます。支障については特にあったわけではございませんけれども、教科書の採択に関する事務という表現が、さも事務協が教科書の選定自体をしているかの誤解を招きかねず、また従来から県西三河教育事務所からもその点を指摘を受けていたということもございまして、今回の組織変更にあわせて変更をさせていただくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この資料できますと、要は変更の概要という形で（1）が担任する事務の事務規定が変更されますよと、（2）が組織の見直しですよということになります。今の答弁でいきますと、（1）の担任する事務に係る規定の変更でいわゆる教科用図書の採択だよと言いながら、実態としてはここがやってなかったということですよ。やってなかったということでは、名は体を示さずという組織実態がそこにあって、そういう支障が生まれたんだよという理解になりますが、それでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、名は体を表さずという意味がいま一つよくわからなかったわけですが、今まで教科書の採択に関する事務というふうにならなっていたわけですが、採択の事務をしていたわけではないということは、そのとおりであります。そうではないということを明らかにするための今回の改正ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私とあなたとは年齢の差があるということもあるかなと思うけど、世間一般でいけば名は体を示さずということでは、例えてわかりやすくいえば、教育部長という名前があるけれども内容は何だと、教育部長らしからぬじゃないかというのが、名は体を示さずだ。ちょっとわかりやすくし過ぎたかもしれないけど。だから、ここで言うならば、変更前は教科書の採択に関する事務ですよ。これではいけないから、庶務に関する事務に変えましたよと、これは変更後です。だけど、区分というのがあります。区分で管理し、及び執行する事務というものは変わってないわけだ。変わってないということでは、じゃあ、変更後の管理し、という管理とはどういう意味合いを示すのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 担任する事務、協議会は次の各号に掲げる事務を管理し及び執行をするということでございますけれども、各号の事務について支障がないように管理していくという、円滑な運営に努めていくということであるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り枝葉を伸ばさないように、伸ばすと後でつかまれますよということをお願いしておるわけですが、要は、（1）の担任する事務に係る規定の変更につきまして、管理し、という点では、これは変わらずだよと。管理というのは、管轄し処理をする、ただそれだけのことです。ただ、そうしたときに変更後の内容でいきますと、庶務に関する事務というふうになりますよね。これは変更前には、庶務に関するという規定はなかった。教科書の採択に関する事務と。じゃあ、庶務とは何なのか。そもそも庶務というのはどういう意味合いを持つ内容なのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） ここで想定をしております庶務というのは、主に会計事務ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 規定でいけば会計だよということですが、そういうふうに特定をすると、庶務というものに対して枠をはめていっちゃうわけだな。そもそも庶務とは特別な名目はないよと。一般の事務を行うこと、雑多な事務を行うということが庶務の考え方ということでいきますと、あなたが言われた会計事務ということだと、会計事務を専任とする、それが庶務にかかわる事務ですよということになりますよね。それでよろしいですか。会計という形で限定すれば、あとは会計以外の庶務関係は一切ないということになります。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今回、この改正に伴っていろいろ調べてみたら、庶務というのはさっき部長が答えましたように、協議会の会計に関する事務ということになるわけですが、先ほど伊藤議員のおっしゃった管理及び執行ということで、西三河の教育事務協議会が教科書採択地区協議会にかかわったいろいろな議論をするところでもありますので、会計だけやっていたらいいとは言えないと思います。ただ、会計については責任を持ってここがやると。それから、先ほど前議員の答弁でも答えましたが、教科書採択協議会ではなくて西三河の地区協議会で教科書採択に対して議論することもありますので、それは西三河教育事務所が参加したところでやっておりますので、教科書採択事務協議会ではないところでそういう話し合いを持っていただきますので、そういう庶務はされていると思います。中の打ち合わせを聞いたことはありませんが、私が行ったところではそういう問題を議題として出してみえますので、そういう庶務はしてみえると思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり改正した、改正したということは現行の規定が余りにも窮屈だと、あるいは誤解を受けやすい内容だから改めましょうよ、改正しましょうよ、こ

ういう内容ですよね。そういう内容でいくなれば、まさに事務教科用図書の採択、この組織が教科書の採択が中心とは言いませんが、そこまでつまりウイングを広げるということに対する懸念というものは、私はあったと思うんですよ。だから、そうしたことも含めていくなれば、教科用図書の採択というのは、その庶務の中には入るにしてもね、それだけを中心にしていくと、じゃあ、この協議会とは何ぞやと。教科書採択をすることが主要な任務ですよ、事務ですよということにしますと、改正案の変更後でいきますと庶務と。庶務というのは雑多なことも含めて、会計も含めて、その組織にかかわる事務的なものをきちんとやりますよという組織にしましょうよと、こういうふうな私は理解をするわけですが、そういう理解でいいかどうか。間違っていたなら指摘をいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 教科書の採択に関する事務については、主は西三河教科用図書採択地区協議会の業務であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、この組織そのものが変更前は教科用図書の採択だよと、変更前はそうだと。変更後は、あなたが言われるように西三河教科用図書採択地区協議会と、明確にしてるやん。それをあえてあなたがそれを言うということは、この提案の趣旨をあなたが理解をしているのかどうなのか。その内容の関係の中で、じゃあ、庶務は何だといったら、会計だよといったら、ああ、そうかいと。西三河教科用図書採択地区協議会、その庶務というのは会計だけだよと。じゃあ、この協議会は引き続き教科用図書の採択に関する事務は行っておりますよということですよ。こういうことでいいですよ。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 西三河教科用図書採択地区協議会というのは、引き続き教科書の選定を行っていくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、先ほど冒頭で申し上げたように、変更前は教科用図書の採択に関する事務ですよといったところで、その事務そのものは引き継いでいきますよということですから、じゃあ、現在の規定がどういう支障があって、これを変えなければならないからということで変更後の内容に改めたということですよ。ですから、じゃあ、変更前の教科用図書の採択にかかわる問題点は何なのかということなんですよ。ですから、現在も変更後もここで教科用図書の採択の事務は行いますよと、あなたの説明はそうですよね。そうでしょ。そういうことの中で、庶務とは何ぞやというのがここへ新たにつけ加わったわけだ、変更後に。じゃあ、庶務とは何ぞやといったら、会計帳簿をつけていけばいいじゃないかと、こういう乱暴な説明であります、事務そのものに大きな変更があったのか、なかったのか。変更したことというのは、現在の変更前の内容に矛盾があったのか、問題があったのかというのを解明しないとね、字面が悪いから変えましたと、中身は一緒ですよという説明にはならないでしょ。そこを解明していただきたいということを申し上げている。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 先ほど伊藤議員がおっしゃったとおりでよかったかと思っ
ているわけですが、今現在あるいは今までは採択に関する事務となっています。これは、や
ぱり変える必要があると私も思うわけですが、中身と合っていないと思います。採択に
関する事務は教科用図書採択事務協議会、教科書採択の協議会がやっていました。これ
は前からやっております。ですが、この文面だと採択に関しても西三河の教育事務所が
やっていたと思われてしまうので、今既にやっているんですけれども、下の組織見直し
のこれを変えるんだったら、今までも言われていたこの庶務を変えようということで、
実態に合わせた文面にしたいということで、これを7市1町全てで今議会で提案してい
るということで、実態は私は変わらないと、私も教科書の採択にかかわってきましたが、
変わっていないと思いますが、変更前の採択に関する事務は法律上してはいけな
いし、していなかったの、これを変えないといけないなど。今は、教科書採択は教科用図書
の採択事務協議会をつくっておりますので、ここでやることになっていまして、そう
ではないところが採択をしてはいけないということでもありますので、伊藤議員がおし
ゃったことでもいいと思いますが、誤解を招くから変えさせてほしいということです。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、冒頭に申し上げたように、現在の規定は名は体を示さずだ
と。名は体を示さずという内容でありながら、教科用図書の採択までやっちゃったよと、
やっちゃったよという表現はフライングかどうかは知りませんが、そこまで踏み込むな
らば、変更後にきちんとその道筋を立てたほうがいいのではないかと。いわゆる矛盾点や
改めるべき内容が現在の改正前の規定にはあります。ありますから、それを現在の状況
に合わせて、そして庶務を行うんだよと、こういうことで庶務とは何ぞやというのは、
雑多な仕事をやればいんだよというのが庶務だということです。

そこで、次の（2）の組織の見直しの関係で、会長、選任対象者、関係市町の教育委
員会の教育長ということでもあります。定数とかそういうのは後ほどありますが、教育長
が関係市町ということですから、7市1町8人の教育長がすべからくここに選ばれてく
る委員という理解をしていいかどうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員がおっしゃるとおり、8市町の教育長は全員、委員として
は7人になってくるかと思えます。8人のうち1人は会長に選任される予定ですので、
委員としては7人ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私もそういう理解をしているわけだ。ただ、そうしたときに、改正
前は委員の代表1名をもってという規定があります。改正後は、委員の中から選任する
ということは、この選任する人は代表ではないんだよという解釈もできるわけですよ。
そういう点でいくと、いろいろな規定の仕方の問題点といいますか、矛盾点というもの
がこの中にあるんだよということの理解ですよね。私はそういうふうに理解する。そう
でなかったら、代表というのを消したということは、改正後でいきますと、選ばれる委
員は代表者じゃないよと、こういうふうに受けとめられるわけですよ。そこら辺はどう

でしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 変更前の規定が委員の代表1名と、この代表というのはもともと従来は教育委員会制度上、教育長とそれとは別に教育委員会を代表する教育委員長というのがみえました。実質、教育長と教育委員長が出てきたということで、そういう意味での代表という言葉が使ってあるというふうに解釈しております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどからちょっと議論になっております西三河地方教育事務協議会、それと西三河教科用図書採択地区協議会、この2つの組織があるわけですが、今まで聞いておりますと、西三河地方教育事務協議会の下に西三河教科用図書採択地区協議会が入ってくるのかというふうに受け取れるわけでございます。それは何かと申しますと、この庶務ですね。会計管理、会計事務に関するものが入ってくるということからすれば、これは西三河教科用図書採択地区協議会というのは独立していないというふうに見るわけでございますが、その辺をもう少し、この組織の見直しでどう変わるのかということをもう少しわかりやすく説明がいただきたいと思います。それでないと相当混乱しているようですので、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 西三河の事務協と教科用図書採択地区協議会、どちらが上下という間柄はないかと思えます。それから、独立していないように見えるということでございますけれども、組織としてはまた別の規約をもって別組織という位置づけはございますけれども、同じ7市1町の管内に係る教育に関する事、ましてや教科書採択という業務につきましては、学校教育の中の1つの分野ということでございまして、分離しにくい部分もございますので、両者が連携をとって進めているということはあるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれ関連性はあるものの別組織だよということであるならば、この会計事務、庶務に関するものについても、これはやはり教科用図書採択地区協議会の中で事務をとっていくのが、これは独立した組織になるのではなかろうかというふうに解釈ができるわけでございますが、この辺のところは私に言わせれば曖昧になっている部分ではないのかなというふうに感じるわけでございます。それで、先ほど言われましたように、西三河地方教育事務協議会、ここの組織は研修とかいろいろとあるわけですね。これは9市1町でやる場合もあるよと言われましたが、この辺のところは7市1町と9市1町が、教科書採択に関しての独立性といいますか、それぞれやっている部分というので少し交差するのがあるのかなというふうに思うんです。それで、こうしたことが教科書採択への影響がどうなるのかということは何いたいというふうに思うわけですが、現在、教科書採択に関しましては、教科書の展示これが行われているわけですね。広く閲覧ができるということではありますが、教科書の閲覧、これは何カ所で

行われているのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 済みません、厳密に何カ所という把握はしておりませんが、4カ所ぐらいかなということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町で教科書の閲覧ができないわけです。幸田町の住民の方が、やっぱり関心のある方あるいはそうした方たちが閲覧をするとしたら岡崎市までわざわざ出向いて、リブラでの閲覧しかできないと。しかも、その閲覧に関しては公表ではないのですが、きちんと公表がされていないという点もあるわけですし、そうした点におきまして、やはり、これはもう少しせめて保護者でもわかりやすくできるようにしていただきたいということでもあります。とりわけ教育長が言われましたように、教科書採択に関しましては、それぞれの地区によって異なるわけでございますので、自分のところの教育委員会がどの教科書を採用しているかというのは大変大きな関心事になるわけでございますので、そうした点におきまして、こうした西三河教科用図書採択地区協議会があるわけですので、それぞれの地区で展示、閲覧ができるようなシステムができないかということもございますが、その点はいかがでしょうかということと、先ほどの西三河地方教育事務協議会、これはたしか先ほど中根議員が採択協議会の規約については提出をされるということでもありますので、また私も見たいというふうに思いますが、それぞれの西三河地方教育事務協議会規約これに関しましても、違いというのをより明確にさせていただき、そして下部組織ではないよということであるならば、この会計事務がなぜ独立していないのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、西三河地方教育事務協議会が、今現在は安城市が会長ということですが、これは回り番で幸田町にも回ってくるということなのか、それについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほどの教科書の展示会の件でございますが、7市1町の管内においては、先ほど4カ所と申し上げましたが3カ所ということで、岡崎市と安城市と西尾市の3カ所ということで、御指摘のとおり本町ではやっておりません。展示会の主催は県がやっているということでございます。

それから、事務協の会長については、御指摘のとおり回り番で回しております。ただ、前回は幸田町の回り番ですが、幸田町については回ってこないということでございます。

それから、教科書採択協議会の規約につきましては、先ほど中根議員にお答えしたとおり、資料要求ということで提示をさせていただきます。その中で、第15条で経費の支弁ということで、経費の支弁については西三河の事務協が負担するというので、そこで規定をしてあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 7市1町といいますと、いわゆる名古屋に近い刈谷市から東三河に近い幸田まで、幅広い範囲の中で行われる。その中の岡崎、安城、西尾で行われているということならば、非常に住民の目から展示が遠ざけられている感が否めないわけで

あります。しかも、教科書展示に当たっては、かなり膨大な資料が出されているわけですよね。さまざまな教科書が展示をされている中で、やっぱりじっくり見るとするならば、リブラの中でじっくり見るのはなかなか難しいわけでございます。そういう点におきましてもう少し見やすく、それぞれ回り番でやっていただけたらいいなというふうに思うのですが、そうした要求はできないのかということでございますが、いかがでしょうかということ、会長職というそれが幸田にはなぜ回ってこないのか。これは町だからでしょうか、何ででしょうか。どういうことで回ってこないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） まず、最後のほうの回ってこないというのは、順番がつくってはああるけれども、私の経験では高浜の次がたしか幸田じゃなかったかと思うのですが、飛んで違うところへいきました。それで、幸田は外していただいているのかなと思います。恐らく会議に出ているところを見ると、教育委員会の事務局の人間だけでも4人か5人は来ております。それから、教育長と教育委員長と、今は委員長は安城しかいませんが、教育委員と3人のほかに4人か5人の人が来ておりますので、幸田で教育委員会からそれだけの人間が行ってしまったらこちらの事務ができないということは皆さん承知で、恐らく始まったときに幸田町のほうから申し入れて、それは仕方がないなということをやっているものと思っております。

それから、会計のことが言えるかということは、言ってみます。言ってみてどう反応するかはわかりませんが、会計のこと、それから図書館、例えば幸田だったら幸田の図書館におけるかということも、これは多分よそからも声がありますので、どうしてそれができないのか、お金のことかどうか、また確認をしてみたいと思います。少なくとも、これだけ質問がたくさんいただけたというのは、教科書の問題が大きいからだと思います。私たちもそれは十分理解しています。教科書に採択する、採択されないが、その影響力は本当に大きいわけで、店頭で書物を並べなくてもまるっきり売れるわけですから、教科書会社としてはすごく大きなこと。それで一昨年問題になった。悪いとは知らずに東京へ出向いて、そういうところにいた教員もいたということで大きな問題になったことも承知をしております。ですから、事務協議会がその事務にかかわったということは文言すらあってはいけないと思うので、これを正していきたいと思っております。まだまだそこがお金のことが今はひっかかったということですが、携わっている私としては、部長は答弁してありますが携わっていないので、私が何回も立って申しわけないのですが、そこは一線を画してやっています。教科用図書採択の協議会には事務協の方は見えていません。それから、教科書にかかわらず、前の事務協の会議にも西三事務所の方は1人、一番最後の末席で控えてみえますが、あとは全部安城市がやっていますので、なれ合いであったりそういうことは一切なかったし、ないと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 7市1町で構成するわけでございますが、幸田町から人を出すと、あとの事務に差しさわりがあるということで配慮していただいたということですが、しかしながら、やはりこれは平等性に欠けるというふうに私は思うわけです。それならそうした手当てをしながらやっていけばいいことであって、やはりこうしたことで

会長がこないという、そういうことに甘んじて受けるのではなく、平等にこれは回しながら町としての立場も明らかにしていくと、大きなところに巻かれないようにしていくべきではないかなというふうに思うのですが、その辺のところを教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 随分教科書のほうにばかりいってしまっているのですが、それだけ大きいと思っているわけです。おっしゃることは半分うれしいわけですが、幸田も頑張れと、胸を張ってやれということであれしいわけですが、受けてしまったときに回っていきそうもないのでちょっと勘弁してほしいなという気持ちもあります。ただ、会議では私ももう5年になってきましたので、意見はズバズバ言わせてもらっています。それはちゃんと聞いてもらっていますし、終わった後に言い過ぎたかねと一番のリーダーの方に言っても、あのぐらいいいんだということをおっしゃるので、それが自分の仕事だと思って、たかが幸田ですが気になることはちゃんとやっておりますので、どうか会長を回ってこいというのは許していただきたいなと思っています。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の税条例の改正ということで、応能割における資産割課税、こういうのを廃止をしますよということですが、資産評価に対する課税ということでもあります。しかも、それは応能割の中の所得割と資産割という2つの課税区分がされる中における資産割ということですから、資産割課税とはそもそもどういう課税なのか。どういう利益を生んで、それが資産割という課税方法によって税率が加算をされるのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今、議員のほうから資産割課税に対する、どういったような課税のものであるのかというところがございます。確かに資産割というものが国保制度の中に当初から出てきているものの中におきましては、いわゆる固定資産をお持ちであると、そういったものが御自身の直接所得にかかわるかはあれなんですけれども、利益を生むことによって、みずからの生活を助けていくような形の所得割を補完するような形で資産割というものを計上させていただいて、応能割という形でいただいている形ができていたものだというふうに考えているところがございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる資産を所有することによって、利益を生んでいきますよと。その利益を生んだものに対する課税ですよというふうに言われました。そうしますと、その利益にかかわる課税というのは、何に基づくのですか。応能割における所得割と資産割にかかわる課税、原資は一緒でしょ。原資が一緒でありながら、なぜそこで線を引いて、ここから上は資産割の資産を所有することによって利益を生じた所得にかか

わる税ですよと。所得割はまさに所得、収入を得た額にかかわる課税の方法ですよと。そういう点からいくと、説明でいけば矛盾があるわけですよ。資産割の課税、これは1つの単独の問題。そして、同じ応能割の中の所得割は、所得に応じてという点でいきますと、利益を生むものだというものの考え方は、結果的には税負担にどう影響してくるのかと。その税負担は何によって計算がされてくるのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに国保制度が医療制度として運用していく中で、被保険者の方々の状況におきまして負担をいただくという考え方であるかというふうに思っております。ただ、自営の方々とかそういったような方々におきまして、利益を生むことによって所得として換算されるものにつきましては、当然所得割という形でいただいているということではございますが、必ずしもその中でそういったものが全て利益につながるものばかりではないということで、状況に応じてはたくさん例えば資産をお持ちであるような場合であったとしても、そのもの自体が例えば赤字だとかそういったことで所得としてはいただけないような状況になっているような場合であったとしても、形として資産をお持ちである方々に対しては所得割を補完する形で、利益を生む資産をお持ちの方については資産割という形で別途いただくというような形で、これは運用していたものだというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、通告にもございますように、資産割はどういう評価の仕方をするのか。つまり、資産を評価して、その金額にかかわる課税でしょ。そこから利益を生むとか生まないとかそれはまた別の次元です。一般的にこの中の大半の人たちは自己が所有する土地・家屋を持っておられます。所有をしておられる。そうしますと、そこに資産割がかかってくるんですよ。なぜ持っているだけで、ささやかな自分の生活を営むための生活の基盤である土地の家屋、そこから利益を生むのかと。評価額になぜスライドしてくるのかということですよ。ですから、本日提出をされました資料によりますと、いわゆる幸田町のように4方式、所得割、均等割、平等割、資産割と。こういうのが29年度では35の市町村、それが30年度の予定では7市町村ということで、激減をしているわけですよ。ということは、税制上のあるいは課税上の矛盾点、問題点が指摘をされてきた。私は、ずっと一貫してこんなでたらめな課税の仕方はやめようと言っても、あなた方は固執をして今日まで資産割を後生大事に守って、住民に理屈のつかない説明のつかない資産割を課税をしてきたということではありますが、そもそもささやかな土地と住宅を所有するとなぜ利益が生まれて、あなたの答弁でいきますとよ、利益が生まれてそのことによる資産割の課税というのが正当化されるのか。こういう説明を求めたものであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員が申されますように、被保険者の方がお持ちの土地と家屋、これが事業用であろうと、あるいは御自身の自己の単なる所有というような形でありましても、固定資産税として課税をさせていただいているものに対しましての一定の税率というものをかけて課税をさせていただいているものであるというふうに思っ

おります。確かにこちらの資産割というものに関しましては、かつての国保の加入状況の中におきましては、やはり自営業者そういったような方々が多い中で、所得割というものをいかに確保していくかという形で、必ずしも持っていた土地が所得というような形で、不動産ですとか農業ですとかいろいろな所得に結びつく事例ばかりではなかったというふうに思うわけでありまして。その中で、同じ土地をお持ちなら負担能力があるというふうな形で、これは資産割という形で固定資産税をお支払いの被保険者の方にはそういった形でいただいていたというような状況であるというふうに思っております。ですので、固定資産の中身が何なのかということまでは確かに実際問われずに、お持ちの方についてはこれは課税させていただくという形であったかというふうに思っております。そういった形が、必ずしも現状の被保険者の方々の加入状況におきましても公正な形かというような議論もある中で、今回の制度改正におきまして、多くの市町におきまして、4方式から3方式に変えていったというような経緯であったかというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の答弁を聞きますと、昔の身分制度を思い出す、農・工・商とね。つまり、税の申告は、農業者はゼロだ。工業も。商業はそろばん勘定が優先して、所得の状況が捕捉できないと。課税逃れで申告逃れだと。それを捕捉するために資産割は存在意義がありましたよと。こういう説明ですし、そういうふうに私は受けとめます。しかし、実態として、それはあるかもしれませんが、農・工・商という形だね。所得の捕捉率というのは、それは税務関係にお聞きすれば大体わかる。依然として農・工・商という捕捉率の関係からいったら、実態としてはつかみ切れていない面もある。だからといって資産割にその課税を転嫁するというのは、筋道が違いますよということですよ。そういう点からいけば、つまり応能割における資産割課税は、説明のつかない説明で今日までやめろやめろといってもね、議会の多数を背景にして今日まで押し通してきたわけだ。しかし、先ほど資料も出されておりますように、県下の市町はみんな資産割を廃止をする、こういうふうになってきた。そうしたことによって、今回資産割課税を廃止をする。そのことによる減収の見込みは6,000万円だよと。こういうことですが、じゃあ、この6,000万円をどういうふうに補填をされるお考えか示していただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに今回課税方式を本町におきましても、4方式から3方式のほうに改めさせていただきたいという形で御提案をさせていただいているところでございます。その中で資産割を廃止したということにおきます、その分税額が減るといふ考え方ではあるわけなんですけれども、基本的に国保事業として運営していくに当たりまして、本町におきまして被保険者の方から集めさせていただく税額というものを定めていく中で、それをどのように御負担いただくかという考え方としまして、資産割というものはなくなるわけなんですけれども、その分ほかの所得割あるいは応益割の均等割、労働割のほうにも一部転嫁させていただく考え方であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁を聞くとね、ぱっといくと、あなたも怒ってる町長と一緒に悪代官行政をやっているなということですよ。つまり、国保運営上、必要な財政をどこから、税収をどこから求めるのか。資産割を廃止をして6,000万円の減収をしたならば、ほかのほうで補填しましょうよと。ほかのほうの選択肢に、一般会計からの補填なんて1つもあらへん。所得割と応益割の個人均等割、平等割に6,000万円をそれぞれ割り振りますよと。こんな悪政をやっていくというのは、悪代官の関所行政。この資産割をなくすことによる6,000万円の減収、資産割を廃止せよということを私は一貫して始終主張をしてきました。今回実るわけですけども、じゃあ、幸田町が今回の5号議案を提案する段階で、資産割を廃止をしますというのは町長の判断でしょ。町長がどういうふうに判断したかは知りません。しかし、町長の判断によるということは、町の政策が変わったということなんだ。今まで4方式から3方式に変えた。変えたことによる減収分を、悪代官のごとく全部国保加入者におっかぶせるとするのは、政治じゃないですよ。政治はない、政策もない。廃止をしたから赤字になりました、赤字になった分をほかのほうに転嫁しますよと。それでいいのかということなんです。なぜ政策的に6,000万円、資産割を廃止をすることによって6,000万円の税収減が出たときに、よっしゃ、ここは町長は太っ腹なものだから、これは町の政策として打ち出したものだと、一般会計から補填をして国保加入者に負担を押しつけるようなことはしない、こういう選択肢は内部のほうで協議はなかったのですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もちろん今回どのような形で平成30年度から幸田町の国保制度を運用していくかということにつきましては、所管の保健医療課、私どもも含めまして、そして町長を初めとした関係の方々の中でどういうふうな制度がいいのかということについては議論をさせていただいて、今回の結論に至ったところではございます。やはり、資産割というものの課税区分をなくすことによって生まれる、減額分という言い方がいいのかあれなんですけれども、これにつきましては、税を投入するという形につきましては費用保険に入っているような、そのほかの町民の方々にもこれは負担を求めさせていただくというような形になるということでもありますので、この辺を加入の被保険者に対してどこまでこれは負担を求めるのかということについての議論として、基本的に必要な額について所得割とそのほか応益割の部分について転嫁させていただくという考え方、そして基本的にはそれとともに額を総額においては増額をするような形で率を定めていくというものではないというふうなところも含めまして、これは考えさせていただいたところによる内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 回りくどいというのか、わかりが悪いわけですが。つまり、私がお聞きしたことに対するあなたの答弁は、国保に加入している人たちの税負担を軽減をする。その1つが、資産割を廃止することによって6,000万円減収になりますと。その6,000万円を一般会計から補填をするという点でいきますと、幸田町という一つの器の中で、国保に加入している人たちだけに恩典が当たるような政治はしたくないよと。したがって、6,000万円は、国保に加入をしている人の所得割と均等割、平等

割に転嫁しますよ、こういう理屈ですよ。そうしますと、幸田町の人口4万人の人たちが、幸田町にひとしく一律に恩恵を受ける事務事業というのはありますか。みんなそれぞれの年齢によって、学校に行ってる人、いない人、医療にかかっている人、高齢者になっている人、健康でガンガンガン頑張り打ってる人、そういう人たちに一定に幸田町がどんな一律に行政をし税負担を求めているのかというのは、へ理屈なんですよ。町の政治として、応能割の所得割を廃止をしました、そのことによって減収6,000万円は町長が廃止をしようじゃないかと一定判断したということは、政策なんですよ。町長の政策であるならば、それは町長の政策のつけを国保の加入者に押しつけるというのは、知恵もない、工夫もない。出たものを右から左に回しただけであって、町長という政治家あるいは行政の最高の執行官として、余りにも私は知恵がないと、工夫がないじゃないかということになります、そういう理解はよろしいですよ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 資産割を今回の課税対象から除外させていただくと、そのあとの考え方というふうに捉えさせていただきます。当然今までいただいていた分を税で賄うという考え方が決して、そういった考え方というふうには受けとめさせていただくところではございますが、やはり、もともと国保制度としてこれを運用していくに当たりまして、いただいていた分、これをどのように負担を調整させていただくかという考え方で、町ですと8億円近いしか税収をいただいている中で、それをどういうふう負担していただくかの考え方を、4つから3つにさせていただくというような考え方でこれは制度設計をさせていただいていると。もちろんそういった分は今後また課題があれば、これは今のものが完成というものばかりではないというふうに思っておりますので、状況の中においてはいろいろな制度が変わっていくことはあるというふうに思っておりますけれども、今の考え方の中では負担区分を4つから3つにさせていただいてお願いさせていただくという考え方であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、応能割における資産割の課税については、説明のつかない二重課税であるということですよ。そうしますと、二重課税という視点・観点からいったら、応益割の個人均等割、世帯平等割、これも二重課税でしょ。そういう点からいけば、出された資料の中で2方式が所得割と個人均等割ということで、市町村数は2市町村で変わらずということですが、税の矛盾からいったら二重課税のそしりは応益割についてもあるのではないのでしょうか。どういうふうにお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、今度は応益割におきます均等割と平等割の関係ということであるかというふうに思っております。御存じのとおり、均等割は確かに世帯で加入されてみえる被保険者の数に対してかけさせていただくもの、平等割はいわゆる保険証といいますか、世帯に対してかけさせていただくものであるというふうなことでございます。それで、やはりこういった均等割、平等割ができてきた経緯というものも、国保加入世帯が大人数であったような時代において一定の額だけいわゆる平等割でいただくというものにおきましては、加入している被保険者の数が多いとこ

ろも少ないところも一緒にいいのかというような議論もあるのかなというふうに思っております。そういった中で均等割というものが今度は平等割を補完する形で、やはり人数が多い御家庭のところにはたくさんの医療費がかかるような状況もあるだろうということで、いわゆる均等割をかけさせていただいていたというふうに思っているところでございます。それで、確かにそういった平等割を補完する形で均等割というものが出てきていたかというふうに思っているところですが、実際に本町におきましても半分以上が1人世帯になってきているというような状況におきましては、じゃあ、1人で加入していて、均等割と平等割を1人の方に対して両方かけるということに関して言うならば、確かにこれは二重というような形もそういうふうに思われるという部分もあるのかなというふうには思います。ですから、今回名古屋市のような大都市においては2方式というような形で取り組まれているような状況もあるというふうに思っておりますので、現在まだ幸田町におきましては平等割の考え方は継続させていただきますが、今後の中においてそういったどんどん1人世帯がふえるような状況などが出てくるのであれば、またそのあり方も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、応益割にあっては、個人均等割のみに絞るべきだと。世帯平等割は二重課税で、1人でも1人世帯です。あなたも言われた5人でも1世帯だと。税負担に云々というんですけども、個人均等割というところに課税をする、そこに軸足を置く。そのことによって、資料にもありますけれども2税方式。つまり、幸田町でいけば応能割の所得割、応益割の個人均等割。こういうふうに改めることによって二重課税だ。こういう批判とそしりはなくなるはずだ。もっと言うならば、知恵がないなど。工夫もないのが大須賀町政かというそしりはなくなりますよということですが、そこら辺の答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員がおっしゃられますように、応能・応益一本ずつという形であるならば、確かに二重課税という考え方がその中で少しは払拭というようなことはあるかというふうには思うところであります。現在、県が行っております後期高齢者医療制度におきましても、たしか2方式であったとかというふうに思っておりますので、こういった考え方につきましては、今後の当然状況を見ながら考えていくべき課題であるというふうには考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時31分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の県単位化に向けまして、それぞれの議会で出されているかというふうに思いますが、今回の本算定にかかわって税率が改正されようとしているわけですが、この税率改正の影響についてであります。現行税率これは資産割も含んでおりますが、現行税率と比較をして1人当たりの課税額、これがどのように変わるのかお尋ねしたいというふうに思っています。今回出されました資料では、それぞれ基礎課税額そして後期高齢者支援金、介護納付金の課税額につきまして出されているわけですが、これは今回出されたのは資産割の廃止後のものがございます。資産割課税は、それぞれ医療が12%、後期高齢者が4%、介護分が3.9%と19.9%になるわけですが、これが振り分けられて、応能割、応益割にそれぞれ振り分けられたというふうに先ほどは答弁がされたところでございます。ですので、それぞれ振り分けをし、そして現行税率と比較した結果、1人当たりの課税額、これは据え置きなのか、それとも上がるのかどうなのかということですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから現行税率と比較しての1人当たりの課税額の変更ということでございます。基本的には資産割を廃止したということにありまして、1人当たりの課税額はほぼ同額になるような形で割り振りのほうはさせていただいているところでございます。若干端数の関係で、四捨五入でちょっと変わってくる部分もありますが、基本的には同額という形になるように税率のほうは設定させていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、1人当たりの課税額の金額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 予算においては10万1,200円という形で今試算のほうはさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1人当たりが10万1,200円で試算をしたということでございますが、これは同額ということであるならば、現行税率でも10万1,200円になっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、この税率でございますけれども、税率は県が示しております標準保険料率というものの採用になっているのか、それとも独自で保険料率を立てたのか、その点について伺います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 現行の実績においては、これは10万1,100円という形にはなっております。これは、実際の額の中ではおさまる形では考えていきたいというふうに思っておりますが、今の実績においては10万1,100円というのが額になっているところでございます。

そして、標準保険料率が県からお示しいただいているというところではございます。これにつきましては、そのままこれを適用するという形ではなくて、町の中で率のほう

は定めさせていただいているものでございます。ただ、本町におきまして応能・応益の負担割合というものの比率が県とちょっと乖離をしているような部分は、国保の県の監査においても御指摘をいただいたような部分もございますので、そういった部分のものも参酌させていただくというふうな形でありましたので、応益割のほうにもちょっと一部振らせていただいているものであるというふうな内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県のほうから、町の応能益について指摘があったと。どのような指摘があって、そのような結果になったのか。それについて詳しく説明がいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もともと法の中においては、応能・応益は50対50という考え方が示されているところではございますが、現行の中では県平均においても特に基礎課税分、それとか後期高齢者医療につきましては応能割のほうに率が振られているというところではございます。ただ、本町におきましては、さらに基礎課税分とそして後期高齢者支援分、こちらにつきましては応能割のほうの比率が県以上に高かったということがございますので、これについてはもう少し応益割のほうに率を調整すべきであるというような内容であったかということでございますので、今回の率を改定するに当たりましては、その辺を考えさせていただいたという内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の応益割を高くしたよということでございますが、これをこの資料で見ますと、医療につきましては均等割は2万4,800円が2万1,400円に下げられているわけでありますが、後期分につきましては5,600円が9,300円と高く設定をされました。介護分につきましても9,800円が1万1,000円というふうに高くなり、均等割については4万800円ということであります。次に、平等割につきましても、今度は医療分が2万1,000円が1万7,100円に下げられ、後期分の4,400円が6,900円に上げられ、そして介護分の3,800円が5,300円と上げられているわけでございます。このように応益割が逆に医療分は引き下げられたものの、後期、介護、これが引き上げられているということは、後期高齢への支援分、それから介護への負担分というものがよりかけられてきたということで理解してよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。また、所得割につきましては、資産割分が上げられまして、今までの所得割分の基礎課税額の分が7.87がこれが9.28というふうに引き上げられたということで、この結果、応能応益割というのがどれだけになるか、合わせて全体的に応能・応益が50・50になるのか、それともどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 先ほど御答弁させていただいたように、今回、基礎課税額こちらにつきましては、応益割につきましては減額のほうはさせていただいて、これも基礎課税分の中で応能・応益の調整をさせていただいたものであるということでございます。また、後期高齢者支援分につきましても、これは逆に今度は増額のほうをさせて

いただいた中身、それから介護納付金課税額につきましても、やはり応益割につきましては増額のほうをさせていただいているというものではございます。確かに適用は違うということではありますが、それぞれの負担する目的で算出させていただいた中身についての応能・応益の割合を県平均とか、そういったものにあわせていくような考え方でこのものは算定をさせていただいたということで、30年のこの考え方の中では、ほぼ57対43とか、それに近いような割合で応能・応益がそれぞれなるように、若干幅はありますけれども、かけさせていただいた内容であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど県からの指摘で、50・50になるようにということで標準保険料率は示されたということでございますが、この点につきましては、幸田町の場合は57対43でいわゆる所得応能割に比重を置いてきたよということで、県の標準保険料率を採用しないで町独自というふうに応益負担を比較的軽減してきたよということで理解をしてよろしいかということでございますが、いかがでしょうかということでございます。

それから、今回、県のほうは標準保険料ということで保険料率になってきておりますが、幸田町の場合は税率になるわけでございます。この違いについて、考え方をお示しいただきたいということでございますが。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 県の御指摘の内容につきましては、町が現行で課税をさせていただいているものの中で、特に後期高齢支援分などで県平均よりも上回って応能割のほうに比重がかかっているもので、それをもう少し是正をしていってくださいというような内容だったかというふうに思っておりますので、均等割・平等割のほうをちょっと増額させていただいたということで、これによって少し応能割のほうにかかっていた比重をちょっと修正させていただいたという、そういう内容であります。

そして、県下の市町村におきましては、保険税で課税している自治体のほうが多いわけではございます。税率として定めるということであれば、これは今回もお示しさせていただいたように介護保険税条例、こういったものに対して変更を率として定めていくようなものであるかというふうに思っております。料でいただく場合ですと、もう少しいただくべき額の定め方が違ったかなというふうに思っているところではございますが、制度の運用上、税で課税させていただいている市町が多いという中身でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の応能応益割合が、今までは応益も高かったというふうに思っていたわけですね。そういう点でいうと、この資料に示された1ページの内容によりますと、それぞれの区分においてですので比較ができないわけではございますが、今回応益のほうに後期高齢あるいは介護分が非常に高く設定をされてきたということが、応益割合からすれば、益のほうにまた比重がかかってきたというふうに思うわけではございます。逆に、今度は医療分からすれば、若干下がったということでございます。そうした点であわせていくと、今までの応能応益割合は平均にするとどれだけだったのかということでございますので、その点についてもあわせてお答えいただきたいと思います。

次に、資産割の廃止の影響でございますが、先ほども資産割を廃止をしたことによつて不足をする6,000万円分を、医療分と後期分と介護分それぞれに振り分けをしてやったよということでございますが、ほかのところでも資産割の廃止の影響が出るというふうに思うのですが、この分はやはり私は一般会計からの繰り入れで保険税の引き上げを抑えるべきではないのかなというふうに思うわけでありまして。そうした点で、国が子どもの医療費無料化のペナルティーを就学前までかけないということで表明をし、その分が入ってくるわけでありまして。そうした分やあるいはほかのところへの影響分に対して、引き上げないような努力ができなかったのかということでございますが、そうした点で一般会計からの繰り入れや国のペナルティー分の廃止による幸田町への調整分、その分でできなかったかということでございますが、そうした点の考え方というのはできなかったのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 応能・応益の考え方の中において、例えば基礎課税分においては県平均が例えば53対47であったところを、幸田町は57対43であったということでした。済みません、それは現状でした。58対42でやっておりました。それから、後期高齢につきましては、県平均が55対45でしたけれども、うちが67対33でありました。それから、介護分につきましては51対49が県平均のものを、うちは55対45であったということでありまして、県平均と比較をしてもいわゆる本町におきましては応能割のほうに比重が高かったという、そういう内容であったということでありまして、今回の改正において特に後期高齢医療につきましては、比重をもう少し調整させていただくということでのこの内容であるというふうなものでございます。

そして、資産割を廃止することによります内容でございますが、もちろん現状におきましても一般会計のほうから法定外の繰り入れということで、現在6,000万、それまでは8,000万でございましたけれども、既に繰り入れのほうはさせていただいているところでございまして、そこに対してまた新たに課税区分が変わったということによります繰り入れを新たに行うという考え方ではないというものではございます。また、子どもの医療費に対します国庫負担金の削減が廃止されるというようなことで、これにつきましてはもちろん情報としては確認をさせていただいている中で、現状はどういうふうに使っていくかは今明確にはなっておりませんが、これは検討のほうを進めていきたいものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ペナルティーの廃止分を検討を考えているということでございます。そこで、お聞きをするわけでございますが、応能・応益割の割合につきましては、例えば加入者につきましては応益割というのが非常に負担になるわけでございます。とりわけ子育て世代におきましては、子どもが生まれればその分が均等割として課税をされてくるわけでございます。そうした点におきまして、これはやはり一般会計からの繰り入れや、あるいは先ほど申しましたようにペナルティーの廃止分の調整額を子育て支援として子どもの均等割減免、こうしたものに振り当てる、その考えてについても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のおっしゃられますとおり、一般会計からの繰り入れということに関しましては御説明をさせていただいたようなとおりで、いただくべき内容については御負担を引き続きお願いするという形でいくものではございます。ただ、全ての方には適用になっておりませんが、応益割に関しましては大変所得が低いような方につきましては減免措置の適用もさせていただいているところでございます。これは低所得の方という形にはなってしまうわけでありますけれども、そういった制度も運用させていただきながらというふうな考え方でございます。

また、減額分の廃止ということでございます。子育て支援につきまして、その財源としていくという考え方はもちろん私どもとしても持っているところではございますが、それをすぐに保険料の軽減のために使うかということにつきましては、やはり今後の検討課題というふうに考えているところでございます。明確に今の時点で下げるということにはなっておりません。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子育て支援については、そうしたことがこれからの検討課題ということでございますが、次に県への納付金について伺いたいと思います。

今回の資料で、今までの基礎課税額あるいは後期高齢者、それから介護納付金、それぞれ3通りの課税方法によっての分が出されているわけでございますが、今回改めて特定世帯あるいは特定継続世帯という形の中で出されてきております。そうした点におきまして、こういう世帯につきましてのそれぞれ対象人数というものが出されているかというふうに思います。そうした対象人数を出しながら、これが県への納付金となって出てくるわけでございますので、その世帯数と人数についてそれぞれ出していただきたい。また、この法定減免についてはそれぞれいつも出していただいておりますので、出していただければというふうに思うのですけれども、これが出せるかどうか、これは付託される福祉産業建設委員会のほうに付託されるわけでございますので、そうした点で人数が出るかどうかお尋ねすると同時に、県への納付金額は幾らになるのか、これについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから法定減免の人数、そしてあと特定世帯と特定継続世帯ですね、こちらの人数をとということであったかというふうに思っております。これは、当然課税においてこの区分を設けさせていただいているということでございますので、資料として提出させていただくということできさせていただこうかというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

それから、納付金の額についてということでございます。最終的には県のことしになってからの本算定の中でこの額というのは示されてきておりますので、本算定においては10億1,551万円という額が納付金の中で言われているところでございますので、この額について最終的にここから加減算をいたしますので、税として集めさせていただく額を確保するに当たりましては、現状のお示しさせていただいた税率で確保させていただくという考え方で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人数につきましてはよろしく申し上げます。それから特定世帯でございますよね、こうした世帯につきましては、国保は世帯主課税でございますので、世帯主が後期高齢に移行をするとそれが特定世帯と。例えば夫婦2人の場合ですと、どちらか一方が残ってしまう、例えば妻が残ってしまう場合ですと、それが特定世帯になるわけでございますので、そうした点におきまして、やはり課税が変わってくるというふうに思います。そういう世帯が4月1日時点でどれぐらいになるのかとか、その辺は計算をされるかというふうに思いますので、ぜひ人数についても把握しておられたら出していただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員がおっしゃられましたように、国保課税上は後期高齢に移られた方が見えて1人残されてしまった世帯、そういったもので特定世帯、そしてその後の継続にかかっている部分が特定継続世帯になっておりますので、これはもちろんその事情を踏まえた上で課税のほうはさせていただいているという内容でございますので、その件数については御報告をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後00時00分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第6号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住所地特例の適用の改正によって、それぞれの対象者数とまたそれによる影響額についてお尋ねしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、対象者数と適用の方ということでございます。対象ということで、実際に受給を受けている方につきましては、母子におきましては617人、それから障害においては451名であるということではございますが、現状こちらの今適用を受ける方というものはいないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今回の改正による対象者はいないということですが、次の後期高齢者医療に関する条例の一部改正、これによる対象というのは何人ほどかということと、それから被保険者は何人ほどなのかということでございますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 後期高齢者医療保険の徴収に関します改正につきましては、これは県外の施設に入所したことによりまして、幸田町の住所地特例の適用を受けて入所されてみえる方で国民健康保険の被保険者であられてということでございますので、現在1名の方がこの適用を受けて、国保の住所地特例で入所されてみえる方が見えますので、その方が75歳に到達されればこれに適用するということでございます。1名ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれの医療費受給者で人数的にはいるわけですが、いわゆる何らかの理由で入院をするということがない限りは実際にはないということですが、過去におきましてこのようになった経過というのはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、後期高齢者医療につきましては、これは1名ということですが、こうした改正をするに至った理由といたしますか、それについてはどのような理由でこのような改正に至ったのか、あわせてそのことについてもお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この改正前におきまして、この適用を受けた方がいたかどうかということですが、具体的な数までは把握していないところではございます。結果、住所地特例がない場合ですと、そのまま住所地のほうの後期高齢のほうの医療にそのまま変わっていかれてしまうという形にはなっていくのかなということであったかというふうに思っておりますので、申しわけありません、今そのところについては数字的には持っているものがないという状況でございます。

それから、今回の制度改正ということですが、実質は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律というものが施行されておまして、それが30年4月1日から施行されることによりまして、高齢者の医療の確保に関する法律の一部の施行が30年4月1日ということになりましたので、それに該当します条例につきまして今回改正を求めさせていただいているものであるということでございます。そのようなところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 資料によりますと、第1段階の改正前と改正後、2万2,140円に対して2万3,240円ということですが、これから押しなべて11段階までアップ率は4.88%という形で統一をされている。そうしたときに、(2)の介護保険料の

額の算定に当たっては、所得税に係る譲渡所得の特別控除額及び雑所得の公的年金等控除額を勘案をするという記述があります。勘案とはどうなの、何なの。基本的に持たれるものは2つありますよ。2つを持たれていくときに勘案をするということは、わかりやすくいえば勘案とはさじかげんですよということですよ。それは4.88%というものに対するさじかげん、勘案というのは何なのかという意味合いがよくわかりません。基準となるものは2つあるではないかという内容で説明が(2)でありますよね。そこから辺はどういうことなのか。

○議長(杉浦あきら君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(藪田芳秀君) 今回、介護保険条例の一部改正ということでございまして、議員がおっしゃられましたように、改正後におきましては各段階におきましてほぼ4.88%という形で増額をお願いするものではございます。それで、勘案をするというものについてなんですけれども、これにつきましては今回保険料を算出いたします基礎となる所得額を、譲渡所得の特別控除そして雑所得の公的年金控除を新たに行うという、こういったものを新たに行わさせていただいた上で保険料については算出させていただきますという、そういう内容であるということでございます。

○議長(杉浦あきら君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) ですから、2つの問題がありますよ、今あなたも言われたように譲渡所得の特別控除、雑所得の公的年金の控除。こういう2つの問題、いわゆるこの2つがありますよ。それを勘案をして4.88%だよというものの考え方なんだ、どういうふうに私は理解をしたらいいのかと。先ほど申し上げたように、勘案とはさじかげんですよ。しかし、第1段階の2万3,220円から第11段階の9万8,040円、ここまですべからく4.88%が勘案という言葉に置きかえられるということが、一つは何でそうなるのかということになりますよね。この第1段階から第11段階、それはここにもありますけれども、雑駁に言えば収入、所得にかかわる問題という段階の分け方ということになりますよね。そうしたときに、第1段階では1,080円のアップ額が4.88%、11段階でいきますと、4,560円のアップ額で4.88%になりますよということならば、さじかげんしなくてもいいではないか。ぶっかけ4.88%掛ければ、提案された内容が全て出てくる。出てきたときに勘案をしたということは、先ほど申し上げた勘案とはさじかげんですよ。どういうさじかげんなのか。読んでいくとまたごまかされちゃうなど、やぶの中に引っ張りこまれてわからなくされちゃうなどという意味合いがあるわけだ。ただ、見えてくるのは、保険料のアップをしましたよと、こういうことなんですよ。だから、そういう点でいけば、言ってみれば保険料のアップというのは必要最低限のものはこれだけ要りますよと。あなた方の理解でいきますと、私もそういうふうに理解すると喜ぶかと思えますけれども。必要最低限の額が4.88%ですよ、そして1,080円から4,560円ですよというものでいけば、勘案する必要はないじゃない。オール4.88、若干、1個だけちょっと違うのがある。けれども、押しなべてそういうことであれば、もっとわかりやすく必要最低限の保険料財政を得るために4.88%加算しましたよ、増税しましたよということになるのではないですかということですよ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回の条例改正におきまして、改正概要の中におきまして、1項目めに保険料の保険料率の改定ということで、これが1段階から11段階まで記載をさせていただいている内容でございます。2項目に介護保険料の算定に当たって、いわゆるそこで所得税に係る譲渡所得の特別控除を控除後に行いますとか、あるいは雑所得の公的年金控除を新たに加えますという、こういった方式で所得を確定いたしまして、それによりまして各個人の方の保険料を算定いたしますという、そういう整理の仕方をさせていただいておりますので、該当する方につきましては、いわゆる保険料のもととなる所得の算定において、今まで行ってなかったものを勘案するというか、それを適用させていただいて、そこで出た所得を適用させていただいて各段階に振り分けさせていただくというものでございますので、保険料自体の算定については手順どおりの数値で出たものをそのまま適用させていただくものであって、特に手心といいますか、そういった勘案というような形で額が変わってくるようなものではないというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、この欄外の（2）の段階でいけば、特別控除額及び公的年金控除額等をとということでいけば、基本的には特定されているわけでしょう。特定をされて、それぞれの控除額についても段階に応じてという表現が適切かどうかはともかくとして、段階別にもう金額はわかってきているわけですよ。金額がわかってきたときにこういう形で議案関係資料が示されると、どこでさじかげんをしてあるのかなど。控除額がもう確定をする、確定をしたことによる所得や公的年金だよと、その関係はと。そういうことでいけば、収入から控除額がカットされますよと。そうしたときに出てくる答えは4.88%ですよというのは画一的にポンとはめたということではないですかということ。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員がおっしゃられますとおり、その方々におきます保険料の算定の根拠となる数字は既に確定されているものであるということでございますので、そのとおりに計算のほうはさせていただくものでございます。ただ、議案関係資料の中に勘案という言葉によって、そういうふうな捉え方も生まれてしまったということについてはこの表記自体があれだったのかもしれませんが、やらさせていただくことについては、確定したものについてそれぞれの出た計算結果によりまして各段階に割り振らせていただくものであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

○14番（伊藤宗次君） 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） まず、第1段階から第11段階まで保険料率の段階区分があるわけですが、その中で第1段階におきましては2つに区分をされております。資料として出されましたのは、第1段階の中では、負担割合は0.40でございますが、括弧書きが0.40で、通常の場合ですと0.45になっているわけでございます。この設定についてお答えいただきたいというふうに思います。また、幸田町の場合は第1段

階から第11段階までの所得区分でありまして、0.4から1.90ということで第5段階の1.00を基準額として設定をされましたが、この段階区分をもう少し細分化をしてする考えがなかったかどうか、この点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、議員のほうから御質問をいただきました第1段階におけます保険料の負担割合のことをございます。現行の条例の中におきまして、0.45という定めのもになっていたかというふうに思っております。それにつきまして介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、低所得者の保険料を公費で負担して、低所得者の保険料の軽減をするという定めもあるということでございましたので、さらにそこから0.05を軽減させていただいた、実際の運用では0.4で運用をさせていただいているというものでございます。そういうことでありますので、条例上の中では0.45とうたっておりますが、適用につきましては0.4を適用させていただいているというものでございます。そして、11段階で行っているものについて、今回は考え方をそのまま継承させていただくという、そういった内容で提案をさせていただいております。もちろんこれについての議論は内部においてもさまざま行っていったわけではあるわけなんですけれども、比較的本町におきます介護保険料が他市と比べてもそんなに高い状況でもないというところの考えもありまして、ほかのところの市町の内容を見ますと、さらに1.9よりも超えた負担割合を求めている内容も確認をするところがございますので、上を伸ばすだけが段階をふやすことではないかもしれないけれども、当面今の考え方をそのまま継承するという形で、今回は11段階をそのまま適用させていただきたいという考え方でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 他市町におきましては、この段階を細分化することによって、それぞれの所得に応じた形の中で負担をしていくという、こういうことが行われているわけですが、所得階層区分が少ないと、そのはざまにいる人たちの中でいえば高負担が求められてくるという、そういうことにもなるわけでございます。そうした点からいいますと、例えば、この第一段階におきましては、まだ低所得者対策として、条例上は0.45であります。低所得者対策として、今は0.4ということになっているよということでございます。

ほかの自治体の例をみますと、これが0.35ということにもなっている自治体もあるわけですし、そうした点からすれば、より一層、この負担割合を低くすることによって低所得者対策もできるかというふうに思いますが、そこまでの考えはなかったかということと、それから、この介護保険料におきましては、住民税が基本になるわけでありまして。幸田町の第7期の高齢者福祉計画と介護保険事業計画を見ますと、所得段階別介護保険料の設定におきましては、これは11段階になっておりまして、その中でこの、例えば、第7段階から第11段階までの部分が非常に所得区分の間隔が長いわけでありまして。そうした点におきまして、例えば、その第10段階、11段階、あるいはまた12段階を設けて、以上とか、そういうものを設けると、もう少し、低所得者対策もできるのではないかなというふうに思うわけですが、そうした考えはなかったかということ

でございます。

前にお尋ねしたときに、幸田町は高所得者層が少ないということと言われてきた経過があるわけですが、しかしながら、実際のところは多い少ないとかではなくて、やはり、これは設定を設けながらやっていく必要もあるのではなかろうかというふうに思うわけでありますが、その点で、ただ単に高所得者層が少ないということで切って捨てていいのかということでございますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから今回の介護保険料の段階設定におきまして、さらなる低所得者への配慮とか、あるいは中間になります段階における所得の区分、そういったものに対する見直しの考え方はということでお聞きをいただいたかというふうに思っております。

私どもといたしましても、当然、今、やっておる制度が、今回はこれでさせていきたいという考え方で提案はさせていただいておるところではございますが、先ほども言われましたようなところは、みよし市ですとか、刈谷市、ほか、碧南、いろいろな市町においても0.35という区分を設けておるということについては確認はしているところではございます。反面、もう少し高いところもあるのかなというふうに思っているところではございますので、そういった状況の中で、どの率を本町が設定していくべきかという、こういった議論は先ほども申しましたように行っていった中で、現状の11段階をという形で考えさせていただいたところではございます。ただ、そういった状況も踏まえまして、こういったものは継続して考えていかなければならないというふうには思っておるところではありますので、低所得者、あるいは中間の所得階層におきます所得の段階の幅、こういったものもあわせまして、こういったものは今後また介護保険は継続していきますので、そういった中で引き続き、検討しながら、また制度設計については考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それから、この対象者ということで、幸田町がうたっております、例えば一つの例を言いますと、本人が市民税非課税ということであらわしているわけですが、この中で幸田町の中では市民税ではなくて町民税になるわけですね。この表現ですか。これも例えば、その表に直すと、住民税世帯課税というふうにも、あるいは住民税世帯非課税というふうにもあらわしている表にもなっているわけですが、実際の対象者のところでは、本人が市民税非課税というふうにあらわしている。これも訂正すべきじゃないかと思うのですよね。

一方で住民税というふうにうたっておきながら、今度は対象者欄では市民税という表現をすると。このように同じ課税の対象でありながら、表記が、表現が違うというのは、これはいかがかというふうに思うわけでありまして、その辺のところも統一すべきではないかと思います。

それと、例えば、この高額と言われる階層につきましていけば、すごくざっぱな区分になっているのですよね。例えば、その第9段階までは大体100万円ほどの区分に分けられながら、10段階は200万円区分、11段階はさらに400万円区分というよ

うに、このようにもう少し細分化をすれば、より基準額に近いところの人についていえば負担が少なくなってくるというふうに思いますし、課税額が高い人ですと、もう少し課税がされるというふうになりますので、その辺のところの段階の見直しというのは、なぜされなかったのかと。第6期と同じ考え方でこれはされておりますので、その辺はもう少し実態に合わせた形の中でやるべきではなかったかなというふうに思うのです。そうすることによって低所得者層への負担割合が軽くなるというふうにも思いますので、そうした応能割合というものに対する考え方もこの辺のところを伺いたいなというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。課税の根拠となります、いわゆる住民税とか、そういった表記につきまして、さっきありましたようにちょっと不統一の部分については統一をとるというふうに思っております。ただ、パブリックコメントで出ささせていただいたものについては、確かに内部ではちょっと不統一もあったということで市民税の表記は直したものを本計画の中で住民税だったかな。市民税ではちょっと適切ではないので、表記のほうは直させていただいておるというものでございます。

それから、いわゆる所得階層ですね。そのところが確かに現状の考え方よりも確かに高所得者の部分はもう少し細分化する形で高負担を求めつつ、今よりも低所得者の人の部分についてはもう少し下げるとか、そういった議論も当然どういう制度設計にしていくかというものの中では行っていったわけではございます。ただ、いただいております保険料自体が県下の中におきましても、まだそんなに下から、今3番目のものがそのまま推移をする予測ではございますけれども、そういった中でありまして、現状のこの保険料体制をやはりもう少しちょっと継続をさせていただくような形で7期も進めさせていただくという結論でちょっとこの制度設計がそのまま移行してきておるというものでございます。

当然、それ以降も介護保険制度は続いていきますので、この負担区分の考え方、それからもっと多段階化して、もっと低所得者の方への配慮ももっと進めるとか、そういったものは引き続き課題としては認識をしているところではございますけれども、今回の内容につきましては、ちょっとそのような6期のものをちょっといわゆる踏襲するという形での内容でちょっとお示しをさせていただいているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 所得段階別における対象者の、例えば段階別の表記につきましては、前に福祉産業建設委員会の際に案として出していただいた、この表と実際の住民に配られる表は変えたよということで理解してよろしいかということで、これは第5段階の基準額でいうと本人が住民税非課税というように記載をされ、それが住民のほうに行くということで理解をしてよろしいかということでございます。

それから次に、基金の取り崩しでありますけれども、今回、基金の1億円を入れて基準額が4,100円から4,300円に200円引き上げを図ったということでございますが、この1億円の取り崩しということで、この資料どおりでよろしいかということでございます。先ほどはこの資料と違っていたということであつたものですから、基金の

取り崩しについての額もお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。介護保険料の保険料段階を説明いたします対象者の表記ですね。ここにつきましては誤りとか、あるいは誤解の生じないように統一したもので住民の方々には表記をお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、基金の取り崩しのことでございますが、現状、これは30年、31年、32年の3カ年の給付見込みを出すと。それにおきまして必要な額をどのように調達していくかということでございますので、今ですと1億2,950万円ですかね。こういった形を基金の取り崩しに充てて、この3カ年の介護保険の運営に使っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この示された案の中の介護保険事業計画の中で立てられた計画、これによりますと介護保険の給付費準備基金の取崩額は1億円になってきているわけですが、実際のところは1億2,950万円の基金の取り崩しによって提案されている基準月額4,300円にしていくということになったということでございますが、この基金の取り崩しが2,950万円、いわゆる3,000万円近い額が変わってきたという、この計画からして変わった変更の理由、これについても答弁がいただきたいと思います。

あくまでも、これは事業計画でありますので、事業計画は、これは介護保険料を決めるときのもとになるものでありますし、と同時にこれからの平成30年から32年までの介護保険事業を取り組む中のものでございます。また、サービス業についてもしかり、いろいろなことが関係してくるわけでありまして、それが示していただいた点と違う点は、これはその見積もりに誤りがあったということなのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 基金の取り崩しするとき、協議会の資料におきましては介護給付費準備基金取崩額というものは確かに1億円という形でこれはお示しをさせていただいております。その後、介護報酬の改定とか、そういったものもあったということでございまして、当初の見込みよりも保険給付の額として伸びるというような算定の見直しもございましたので、結果的に1億2,950万円の取り崩しという見込みが変わったというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 計画の段階と、それから実際、これからの平成30年度のこれからの介護保険診療報酬の改定等、いろいろとある中で見直しせざるを得なかったということはわかりました。それで、お尋ねしたいと思いますが、結果、平成29年度末で1億2,950万円を取り崩すとすれば、残りの基金残高は幾らになるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 29年度末の基金積立見込みは1億9,946万、約5,000円ぐらいでございますので、そこから、これ単年度で全て取り崩すものではないわけなのですが、1億2,950万円を差し引きますと6,996万5,000円という6,996万5,000円というのが差し引き基金残ということにはなるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わかりました。

それで、所得区分の段階別の人数は資料で出していただきましたが、これは計画の中に表としてあらわしている数字と同じでございますが、これはもう変わらず同じということと理解をしてよろしいかどうかであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 介護保険料段階別人員ということでございますので、推計上はこの数字をそのまま適用させていただくというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回こういう形でやられるときに、改正の概要の（1）で設ける場合、その敷地面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対して超えてはならない割合を100分の50と。こういう形にしたというのは、見方としては規制の緩和をして御自由に御利用くださいよということと、もう一つは、敷地という場合は隣地との境界を境にして、そこから算出をされる面積という理解をしますと、都市公園の中にはさまざまな形状があるわけですよ。そうしたときには、それはあくまでも境界から、そこからスタートして全体の面積を出しまして、そこから100分の50ですよ。こういう形にしていくというふうに私は思います。思うけれども、こうしたことをやるということの背景は民間にどうぞ御自由に御利用くださいよと。こういう形で規制の緩和をしたのだということによろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今回の改正の概要の（1）割合を100分の50と定める。

この背景につきましては、従来、都市公園法施行令によりまして、この一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとなっております。これが改正によりまして、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないというふうに改正がされました。これを受けて行うものであります。

なお、背景であります。本件に限ってあれば、これはこの従来の100分の50を

超えてはならないとしてきた当該基準により既設の運動施設のバリアフリー化を行う際に、その敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じているという国の状況の改正を受けて行うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、法の政令の改正を受けて条例で定めると。その面積を超えてはならないよということで、それは従来どおり、100分の50だったけれども、それを明確に条文の中に示した。それが100分の50なんだよと。こういう理解でいいかどうか。

あなたの説明でいきますと、今までそういうことでやってきたけれども政令が変わったから条例の中にその割合を定めましたよということにつながっていきますよねということと、もう一つは面積の関係も含めて、参酌するというのは先の議案でも勘案をする、参酌をする、要は手心を加えますよと、こういうことなのですよ。参酌する、勘案する、基本的には同一の意味合いを持つ用語だというふうに私は理解をしております。そうしますと参酌というのは魚心あれば水心と、そういうところに道を開く、こういうことにもなってくる。そうすると死文化してくるわけだ。あつてなきのごとくと。そこら辺の懸念というのは持つわけですが、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） この100分の50と定める。これにつきましては、都市公園法施行令の改正を受け、施行から1年以内に条例で100分の50を参酌して運動施設率を定めることが必要でありましたので、それを受けて行ったものであります。

なお、今回、本町の実情にかんがみ、100分の50といたしました。町内各公園とも法改正前の基準の100分の50で対応しておりまして、参酌基準化に伴い、町独自の割合を定める理由も現段階では具体的に持ち合わせていないため、従来为国基準どおり面積割合を100分の50としたものでありまして、条例ではっきり100分の50をうたいましたので、これを超えるものは条例を改正しなければ対応できないという状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今回条例を100分の50という形をされた。そうした中で該当する幸田町における都市公園は既にこの50以内に収まっていますよと。こういう理解にもなるわけ、今の説明でいきますと。そうしますと、幸田町で言われる都市公園数は幾つある。そして、その100分の50と、その規制以内と、こういう形で運用といいますか、利用、使用している実態はどうなのかと、あわせて答弁がいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 町内の都市公園の総数、これは後ほどお答えをさせていただきます。

今回の100分の50を想定したときに検討いたしましたのは、幸田中央公園、これが面積割合0.7。幸田町深溝運動公園、これが18.1。幸田公園、これが5.9。と

ぼね運動公園 46.8。この4つの公園であります。それぞれ弓道場、ソフトボール、テニスコート、野球、ソフト等の運動施設を持っておりますが、いずれも100分の50以内でありました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、対象になったのが中央公園からとぼねまで。個所数でいけば5カ所かな。中央公園、深溝、はいはい、4カ所ね。そうしますと、答えは後ほどだということの中で、今、言われた4カ所については100分の50を下回っておりますよということですが、そうしたときに、じゃあ総数は幾つかといたら後ほどということですが、それはあけてびっくりで、見なきゃわからないというような、そういう答弁は極めて不親切じゃないのか。あなた方の提案は都市公園にかかわる公園の敷地面積に対する割合だよといったときに、これに該当する公園、いわゆる都市公園。都市公園といわれるものが幾つかという点でいけば、我が町の都市公園といわれるものの実態を把握しておらなきゃ、後ほど後ほどというのは、その場逃れで、じゃあ後ほどというのはいつだと。くそ道ばかりつくってくるやんか。じゃあ、後ほどというのはいつですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 幸田町の都市公園の総数、今、手元に資料として持っておりませんので、現在調べております。準備ができ次第報告をさせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 準備ができ次第というものも、準備はいつまでたっても準備、検討はいつまでたっても検討だという点からいけば、後ほどだよと。準備ができ次第だよと。そういう言ってみれば、はぐらかしといいますか、要はまともに向き合えよということをお願いしたかった。今、何か後ろから資料が回ったようですので、きちっと説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 本町の都市公園の総数は27施設であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 27施設が都市公園という施設になりますよと。そうしますと、この条例の改正にかかわっては、この27施設。すべからく100分の50ということで、歩みがかかるといいう言い方が適切かどうかはともかく、100分の50の対象、以下の対象になりますよということになりますよと、そこら辺の感覚を、感覚というか、現状はどうなのか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 先ほど申し上げました4つの公園は、パークセンサスにて、運動施設ありとして報告しているものでありまして、この100分の50の対象となるものは4施設と考えております。残りの23施設におきましては、運動施設ありという分類をしてはおりませんので、当然50%に達しておりません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩とします。

休憩 午後 1時50分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この都市公園条例の一部改正でありますけれども、都市緑地法等の一部を改正する法律におきましての条例改正でありますけれども、まず、このそもそもの、その条例改正に至った理由というものについてお聞きをいたしたいと思います。説明の中では、公園を民間事業者が管理できるようにする。そのためにもまた公募できるようにする仕組みづくりということで説明があったわけでありましてけれども、なぜこのように出てきたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 改正の概要の中の引用条項の整理。この部分が大きく内容的に関連してまいります。

どういったことかといいますと、実は都市公園法の改正により、公募設置者管理制度が創設をされました。この関連する条項が都市公園法の第5条の2から5条の9に規定が加えられましたので、幸田町都市公園条例が引用しておりました改正前の5条の3が5条の11となったことにより、今回の条例改正をお願いしておる次第であります。

では、この公募設置管理制度について若干説明をさせていただきます。

この公募設置管理制度、Park-PFIとは飲食店、売店等の公園施設の設置管理の許可を申請できるものを公募により決定することができるといった内容の制度であります。

これは、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する、そのための制度でありまして、具体的には、公園管理者が園路、広場等の公園施設の整備を一体的に行うことを条件に、公募により売店等の公園施設の設置管理するものを募集するものであります。

なお、こういった特定公園施設の整備費は公募時の条件で、全額事業者負担とすることもできますし、公園管理者が一部負担することも可能であります。

この制度を整理するために特例が3つ設けられております。一つが、設置管理許可機関の特例でありまして、従来10年であったものを最長20年まで認めることができます。

2つ目が建蔽率の特例でありまして、従来、売店、飲食店等、便益施設の建蔽率は2%となっておりましたが、これを12%まで認めることができます。3点目で、占用物件の特例で認定公募設置等計画に基づく場合に限るのですが、自転車駐輪場や看板、広告等、これらを利便増進施設として設置が可能となっております。

この制度で公園を管理することにより、公園管理者のメリット、民間事業者のメリット、そして公園利用者のメリット、それぞれメリットがあるものとして創設をされております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今聞いておりますと、やはりこれは都市公園におきまして民間委託を促進するというような内容になるのではなかろうかということに思うわけでありませんが、そうした点におきまして、先ほど、この町の施設、該当するところで都市公園が27あるわけでありますが、この中の4施設が該当をするというようなことを言われたというふうに思うのですけれども、この中で、そうしたことが可能に、いわゆる幸田中央公園、それから深溝運動公園、幸田公園、とぼね運動場におきまして、売店など、こうした多機能施設ができることによって、これを公園の整備、それをあわせた管理が民間に委託できる。それと同時に、それが町の財政負担の軽減につながっていく。そしてまた、利用者にとっては、そこでいろいろな運動以外に休憩や、あるいは飲食ができて、三者のメリットになるよと。とてもいいような響きにつながるわけですが、町としてはこれをどのように感じられるのかということですが、このように条例改正をしていくと、ますますこの民間委託を促進をしていって、なおかつ、それを使う側にとってはメリットと言われますが、しかしながら、これが、例えば利用する上での使用料の負担増にもつながる。そういうことも考えられるのではなかろうかというふうに危惧されるわけでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 先ほどの運動施設率、これは都市公園の中で運動施設ありとしている公園を4つ述べたものでありまして、今、答弁をいたしました公募設置管理制度を想定してではございません。加えて申せば、本制度、国の段階では規模の大きな公園施設では、都市公園が民間活力により生まれ変わり、地域住民により愛される施設として整備された事例も報告されています。ただ、本町において、このPark-PFI導入に適切な公園施設はないと考えております。本町の都市公園は地区公園や近隣公園、外公園など、比較的小規模な公園が多く、常設の売店等の設置がどうしても必要な公園はないため、本制度を採用する必要性は今のところないと考えております。地域住民が集い、憩いの場となるよう、公園を維持していくよう、今後も管理運営してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、改正をして、申告の義務を緩和するということは免除するということにつながるのかどうなのかということと、もう一つは入居者の実態はどうなのか。こういう形の中で実態をつかむのか、それともこの中で、いわゆる上位法の中で改正、政令があるから、一応、転ばぬ先に実態はないけれども、今後の問題を含めて改正をするのかどうなのか、まず、その点。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本改正では認知症患者等である町営住宅入居者の収入の申告

義務を緩和するものであります。具体的に申せば、事業主体の長が行った調査により把握した収入に応じて応能応益家賃として決定することができるための改正であります。

入居者の実態であります。平成29年度114世帯全員の収入報告をいただいております。ただ、この中に3例ほど、親族に御協力いただき申告をしていただいた世帯がございます。この3世帯については今後どのようにしていくかを注視していきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どのような経過してと、傍観者じゃないのか。傍観者という意味合いが今の答弁からじゃ。だけでも条例の改正については、認知症患者である、そうしたときには入所申告の義務を緩和をする。もう方向性が出ているときにどういうふう to 今後、こうしていくのかちょっと高みの見物しましょうか、こういう答弁ですよね。それでいいのか、それだったらこういう文書が要るのかどうなのか。条例改正が必要なのかどうなのかという原点にかかわる疑問がございます。そうした点ではどういうふうに対処されます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 法の考え方では公営住宅法施行規則第8条各号に掲げるものがこの緩和の対象になります。そこでは認知症、それから知的障害、精神障害が列記されておりますが、これらの確認方法は医師の診断書等で対象者を確認することとなっております。ただし、医師の診断書がなくても医療、介護等に従事する職員からの意見書等でも収入申告義務の免除となる対象者とすることができますので、私どもとしましては、入居者の状況確認の折に、そういった事例に該当するかどうか、これについても注意して当たっていきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに注意するよと注意しながら状況を見ますよということですが、改正の内容は収入申告の義務を緩和をするよと。緩和という物事の捉え方は、やってもやらんでもいいよと。気持ちがあったらやっってくださいよということと、もう一つは強制はしないよと。緩和というのは、どうしてもやらないかんというのをちょっと緩めていいよと、こういうふう to 二通りの関係があるわけですが、この緩和をしますよということになりますと、どこまでやってどういう内容なのかということと、それに付随してくる問題、後ほど申し上げますけれども、そこら辺の問題も含めて、どう対処される、対応されるのか。対象者の症状というのは日々変わってくるわけですよね。そうしたときに、どこの時点でどう捉えて、どう緩和をしていくのかという点では非常に私は難しいと思う。そこら辺は医師の診断、あるいは介護者の内容だということも言われたけれども、どうされるのかと、具体的な実務として。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 収入の申告につきましては、公営住宅法の規定により、書面を提出して行わなければならないとなっておりますが、これを先ほどの緩和措置によりまして、事業主体の長が行った調査により、つまり、入居者本人ではなくて町の職員のほうで調査を行って、収入状況を確認し事務を進めることができるようにするというも

のであります。

その対応をするかどうかは、入居者の方には、この収入の状況報告は皆さんしていただくよう説明をしておりますので、原則は書面により申告をしていただきますが、その申告を求めた際になかなかこれは難しいのではないかというような事例があれば、この改正の趣旨にのっとり、制度運用を適宜対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町営住宅、あるいは公営住宅、それを一くくりで大きく言えば、福祉の分野における福祉に必要な人たちの入居、あるいは家賃、住まいを確保する。これが公営住宅の精神ですよね。そうしたときに、そこに入っている入居者の状況、認知症等という形の中で収入の把握が極めて厳しくなるよと、そうしたときにどうするかというのが内容でありますけれども、ただ、そういう、いわゆる公営住宅、町営住宅ですから、福祉施策であることには間違いはないけれども、入居者の状況によっては家賃収入をとらなきゃいかんわけですよね。その具体的な内容がここにあるわけですが、収入の補足、把握イコール家賃設定ということになっていくわけですが、そこに福祉施策として、福祉施設にかかわる入居者に対する福祉施策、これはあつてしかるべきなのですよ。ですから、あなたの言われたように、いわゆる状況はどうなのか。収入基準がどうなのかということを書面で提出することが困難な場合は町の職員がやりますよと。町の職員に専門的な知識を持っておられる方も見えると思うのですが。しかし、建設部門では難しいわけですよ。

そうしたときに庁舎内における連係プレー、縦割りじゃなくて横割りというものが求められてくるときに、具体的に町の職員がというふうにしますと、建設部長の裁量として、福祉関係の職員に対して、ああでもない、こうでもないということは作業指示、仕事の指示ができないわけですよね。そうしたときに庁舎内における、その連携の問題として、町職員で実態を調査しますよ、実態を調査するよということは収入面だけの調査なんです。あるいは症状だけの問題なのか。これは複合的な問題ですよ。複合的な問題に対して、町の職員にそれだけの言っでは申しわけないけれども技量があるのかという問題が。で、どう対応されるのか。言葉としてはいいですよ。内容はいい、じゃあ具体的にこの問題を踏み込んだときにどうしますかという点が、今、私は問われているというふうに思うわけですよ。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） この公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和、この施策の考え方には公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、事業主体が官公署所有の閲覧等により把握する収入状況をもって、当該入居者の家賃を定めることを可能にすることにより、家賃負担額の増加が回避され、入居者の保護に資するという考え方が根底にあります。

この趣旨にのっとり症状等において、建設部職員で判断に迷う場合には、医療、介護等に従事する職員からの意見も勘案し、収入申告義務の免除とする対象とするかどうかの判断をし、制度運用を図ってまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたように入居者の症状、状況というのは高齢化が進んでくる、そのことによっていろいろなあらわれ方が変わってくると。ですから、これは日々変わっていくというふうな認識で私は必要だろうなと思っております。ですから、そうしたときに認知症等という形で等とは広がりの可能性を秘めた言葉ということが前の町長が盛んに言っておったのですけれども、認知症等という点からいけば幅広く捉えていくということと、もう一つはそういう該当の人たちは日々症状が変わっていくよと。変わってきたときにどう対処するのかという点でいくと、まさにその調査に当たっては町の職員がやりますよと。町の職員がやるときに医療や介護の職員との連携といいますか、そういうものは必要ですよということと、もう一つはそういう問題を捉えて、一つは収入基準をどう捉えるのか。収入基準、申告がないということは収入基準がないということになる。ですから、収入基準をどう捉えて、その基準に従って家賃設定というのが出てくるわけなのです。それを具体的にどうやってリンクしていくのかと私は非常に難しいと思う。

それは、幾ら専門家だろうと医師であろうと、介護にかかわってきた人にも、その人、その人の見方というのはみんな変わって当たり前なのですよ。症状がこうだから介護のほうどうだ、認知のぐあいはどうだというものは推しはかってはかられるものではないし、また、推しはからなきゃならん仕事が進まんわけ。そういう隘路にあるというときに、あなた方はこういう条例改正をして、要は基本的に行き着く先はその入居者の収入基準をどう補足して家賃に反映するかと。こういうことなのですよね。ですから、そこから辺はどうされるのかということなの。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 問題となりますのは、毎年度の収入申告がない場合であります。この場合、近傍家賃をもとに家賃を決定するという仕組みでありますので、結果として家賃負担額が増加する、これが危惧されます。この事態を避けるために、収入申告があれば規定どおり、もし認知症の問題により収入申告が行えなければ、本制度を用いて収入額を調査し、適正な家賃を決定してまいりたいと、このように考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたは先ほどそういうことを言われた。ですから、それは結果的に誰が申告するかといたら、当事者じゃない、申告の能力がないですよ。ないから回りからサポートしましょうよと。サポートしたときに町の職員がその対応をやりますよという点でいきますと、町の職員といえどもオールマイティーじゃないですよ。オールマイティーではないものに収入基準イコール家賃設定という問題がクリアできるのか。クリアできるのかという懸念を持ちますから、そうした点ではどう対応されるのかということなの。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） この収入等を調査する方法につきましては、入居者の雇い主、取引先、その他の関係人に報告を求める方法、または官公署に必要な書類を閲覧させる方法が明示されております。このような方法により本人の申告がない場合でも、適正な収入状況を調査し対応してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 町道の認定の意義ということで通告をさせていただきました。少し私が疑問に思った点をお伺いしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、町道認定の要件や基準、これはやはり定めたものがあると思いますけど、どのようなものがございませうか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町が管理する町道に関する諸事項につきましては、幸田町土木事業実施要綱の中で規定されております。したがって、公共事業として道路を新規に築造する場合、生活道路を拡幅改良する場合等には、さまざまな道路設計基準等により道路計画工事設計を行っていくのはもちろんのこと、当要項に沿った形での道路事業を計画実施しております。

さらには、民間事業者による土地開発行為に伴う道路築造に関する協議、窓口相談等の際においても当該道路が将来的に幸田町が管理する町道となる、そのような案件については、公共事業の場合と同様に、当要項に合致するような道路計画とするよう指導回答に努めている状況であります。

こういった経過を経て、新規に築造とされた道路について、道路法の8条第2項及び第10条第3項の規定により議会において、路線の認定及び廃止の手続きをお願いしているところであります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 町道となる資格の基準は幸田町の土木事業実施要綱、これに沿ってやっておる、のっておるということで理解しました。

それでは、今回の議案のNB-544、545、546という、この自歩道という道路となっておりますけど、この自歩道の基準というものはあるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 自歩道、自転車歩行者道の設置基準は、道路構造令により定められております。また、幸田町においても同様に幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の中で、その設置基準を定めている状況であります。

今回、新規に認定をお願いしております路線の中には、BN-544、銘鍛冶自歩道1号線を初め、3路線の自歩道が含まれておりますが、いずれの路線においても計画時より歩行者の安全な動線の確保に主眼を置き、その地区の特性、事情等も考慮、検討しながら、周辺の区画道路とあわせ、土地区画整理事業にて整備を行った路線であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この自歩道の基準ということなのですが、このNB-545号線という、これを見ますと、幅員が書いてあるわけですが、最大幅が8.2という、非

常に自歩道としては、ちょっと必要性が疑問であるなということ、どのような道路なのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 御質問のありましたBN-545、銘鍛治自歩道2号線については、調書の中の幅員の欄に2.8から8.2メートルと記載がありますが、これは最小幅員から最大幅員を示しており、この路線の場合においては、最小幅員は2.8メートルで、結果、当該路線の標準的な幅員となっており、最大幅員は8.2メートルで、これは道路交差点での隅切りの幅員となっております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 自歩道においても必要に応じた形ということでやってみえるということで、今回、この隅切りという場所だろうなということを感じるわけですが、この隅切りも基準はあるかと思うのです。そういう中で、それにしても私の考えるところの隅切りから考えますと、まだ少し広いというような感じを受けましたので、現場を見てきました。この現場を見ますと自歩道ですから、自転車と歩行者の専用道路という形にはなっていますが、そのポールがちょっと中のほうに入って、この隅切りの部分から、ここの角の方の家へ入る駐車場の出入り口になっているというようなことになっていました。先ほどおっしゃったように、この地域の特性に合わせた形でいろいろと協議をしながらやっていただいたということはいろいろな場面場面での配慮はされておるなということを実感させていただいたということでもあります。

道路構造令とかいろいろな難しいことは私にはわかりませんが、そういった規定もあると思いますけど、今後もそういった現場対応ということをお願いをしたいなというふうに思います。

次に、本丸6号線ではありますが、これは道路が全くない、新設道路のほうに思われません。これについて用地交渉、現場の確保について、地権者との調整はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 新規の認定をお願いしております本丸6号線を含め、本丸5号線、さらに廃止認定をお願いしております本丸4号線については、全て菱池字本丸地内における道路改良工事の実施に伴い本手続をお願いするものであります。

この道路改良工事は、本丸5号線を含めた既存の町道3路線と全くの新規路線となる本丸6号線とを合わせた計4路線の道路改良工事であり、いわゆる地元要望により進めております生活道路の整備事業であります。したがって、本事業の採択に向けたは地元区長様及び関係地権者の皆様の記名、捺印による整備要望書を地元において事前に取りまとめをされた上で、町へ御提出していただいておりますので、関係者の皆様とはしっかりと意向確認、合意形成ができた上で事業着手している状況であります。

さらに事業着手後においても、現地への土地境界立ち合いや工事計画説明会等にも関係者の皆様の出席をいただきながら、現道の拡幅計画から新規路線の築造計画までを含め、地元の関係者の皆様の御理解と御協力のもと、幾度と協議、調整等を重ね、進めているところであります。

なお、本事業の今現在の進捗状況であります。事業そのものは愛知県の補助対象事業として位置づけをし、既に8件の用地買収及び物件保障の協力をいただいております。来年度に工事施工に向けて順調に事業推進している状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 既に地権者との交渉も始まっているということで、地元の役員の方も入って、きっちりと了解が得られる形であるという状況が理解できました。

そういった形の中で、今回、町道として認定する、この意義と申しますか、道路法の適用を受けるということの必要性の観点から申しますと、この町道認定を受けると道路法の規定、このほかで大きなものは私権の行使の制限、また一方で道路管理者の管理責任の明確化ということが挙げられると思うのですが、今回のこの道路は地権者との話はしっかりできておる。それから、まだこれから施工していくわけで、制限をさらにする必要もないし、管理責任というか、管理からいけば供用開始後の話になりますので、そういった意味から申すと、この時点でどうして必要なのかということについて少し疑問がありますので、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 菱池字本丸地内における道路改良工事関連では、本丸6号線が先ほど議員が言われたように、全く道路のないところに新設する道路となります。現在の整備計画では、平成30年度には地区全体の用地買収と物件保障を完了させた後、本丸6号線も含め、計画路線で道路改良工事を実施していく予定であります。したがって、このタイミングで道路の新規認定の手続きをして、道路法の網をかぶせるということは、これも先ほど議員が言われたように、道路が完成する前から私権が制限されるということになります。

この理由といたしましては、町道事業として道路法に基づいて土地を買収させていただくためには、対象路線が認定された町道であり、区域決定の工事行為のされた道路でなければなりません。加えて土地の買収に御協力していただいた方が譲渡所得の特別控除を受けようとする場合にも同様な条件が必要となってまいります。

このような理由により、新年度において町道事業として土地買収を進めさせていただくには、この時期での町道認定手続が必要となってまいります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 一つは県の補助要綱ということかなと思います。もう一つは土地収用所の適用を受ける道路とするために町道認定が必要。これは地権者の方の譲渡所得の関係ということで理解ができました。

それでは最後に、参考までということなのですが、この路線には番号のほかに記号がついておりますけれども、この記号のつけ方のルールについて少し説明をいただければと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町が管理する町道は、主要集落間を連絡する道路のような、町内の幹線的道路網を形成するのに必要な道路としての1級町道と1級町道を保管しながら同様に町内の幹線的道路網を形成するのに必要な道路としての2級町道。さら

には、それ以外のその他町道とに分類されております。

平成29年5月現在、1級町道が23路線、2級町道が13路線、その他町道が1,827路線、合計で1,863路線という状況となっております。そして、これら全ての町道に対して、管理用の記号と番号を付して、常日ごろから図面と調書にて事務的に整理、管理しております。その記号については、路線を区別しやすいように各路線の管理番号の頭に1級町道であれば1を、2級町道であれば2をつけて管理しております。また、その他町道については町内を区域分けした形で記号を決めており、芦谷区域を含んだ芦谷区域より北部の区域については市街化区域内にある路線は記号をBNとし、それ以外の市街化調整区域内の路線は記号をAとしております。同様に、町南部の区域については、市街化区域内にある路線は記号をBSとし、それ以外の市街化調整区域内の路線は記号をCとし、それぞれ管理している状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 管理上、非常にわかりやすく記号で区別をしたということでわかりました。大変丁寧な説明ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

15番、酒向弘康君の質疑を許します。

15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 新年度は町民とともに幸せづくり・まちづくり、これがキーワードというふうになっております。このキーワードやモットーがどの事業にどう反映され、町民の幸せづくりにつながっていくのかという観点で、新年度当初予算案の基本的な考え方、概要等々進め方を確認したいというふうに思います。

まず、予算編成時に町長から出された当初予算編成方針は最小の経費で最大の効果を上げるべき3つの重点的配分が出されておりました。この方針をどのような事業で反映され、どう進められるのか3つの概要をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成30年度当初予算編成に当たりましては、町を取り巻く社会情勢や、それから経済情勢、こういったものを踏まえ、国の3つの重点的に配分する方針ということでさせていただきました。

まず、一つ目は子育て、教育にかかる基盤整備と環境支援と。それから2つ目といたしましては、老朽化いたしました公共施設の安全対策と機能保全。それから3つ目といたしまして、高齢者、障害者などに対する支援体制の強化ということで、これらの重点配分事業は不安定な財政状況にはありながらも人口の増加とともに成長の続く町であり続けるために、特に優先すべき事業として予算に今回反映をさせていただいたというものでございます。

その諸施策の実施に当たりましては、最小の経費で最大の効果というものが得られるよう、事業内容を精査して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 今、3つの重点配分というところではございましたが、一つ目に部長が言われました子育て、教育にかかわる基礎整備と環境支援というものを挙げられております。町長の施政方針でも、子どもたちの笑顔あふれる町を目指して、可能な限り、その付託に応えるべき予算の編成をしたというふうにあります。この施策展開についてお聞きをいたします。

先日の福祉産業建設の協議会で、新年度の放課後児童クラブの受け入れ状況の報告の中で、通年の児童が40人、長期で52人、計92名の待機者があるということでございます。人口増加とともに児童がふえ、加えて共働きの家庭も増加をしております。年々クラブ数をふやし対応はしているものの、追いつかないという状況はわかるわけなのですが、しかし、先の協議会では平成32年がピークと予想しておるということで、この状況は二、三年続く。この待機というのは二、三年続くという答弁がされましたが、子育てしやすいまちづくりを上げられていることもあり、このピークが過ぎるのを待つだけではなくて、ぜひスピード感を持って待機児童なし、この施策を打っていただきたいと思いますが、その見解をお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 子育て、教育にかかわる基礎整備ということでお尋ねでございます。

放課後児童クラブにつきましては、協議会でも御説明をさせていただきましたとおり、32年度がピークということでお話をさせていただいております。

現状では、学校等におきます児童クラブ用の教室等がない状況でございます。坂崎、それから幸田小学校におきましては増設、この4月からさせていただくわけでございますけれども、それ以上にお子様たちの申し込み等が多い状況ということになってございます。学年等で制限をかけたさせていただいておりますけれども、現状で申し込みをいただいております数が超過をしておるという状況でございます。こういった状況を少しでも早く解消をするために入会決定につきましては、現在、申し込みはあるものの、実質利用をしていない方、こういった方から意思決定等を確認させていただきまして、退会というような形も処理をさせていただきまして、随時、新しいお子さん方の入会をできるように、今年度につきましても事務を進めていく予定でございます。スピーディーにということでございますけれども、我々といたしましても、場所、それから支援員等の人員的な配置等も苦慮しながら、できるだけ早くということで努力をさせていただいております。よろしくお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） スピード感を持って何とか対応ということではあります、私のところにも今回こういった個人通知があった後に多くの声が届いております。それは、幸田町の選考基準が明確さに欠け、不公平な事態が発生している。本当にサービスが必要な人が受けられるように見直しをしてほしいというものであります。

選考基準の見直しの検討はされるのか。また、今後の待機児童の緩和策についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員おっしゃられました選考基準についてでございます。

幸田町におきましても、選考基準につきましては近隣市と同様な形で選考をさせていただいております。この選考につきましては基準表というもので、一つの項目ごとにポイント制で基準を定めております。公平な入会ということで、ある一定の基準を設けるといって意味でこういったポイント制というものが適当であろうということで考えております。おっしゃられるとおり、見直しが必要なところにつきましては早急に検討をさせていただいて、見直しをさせていただく予定ではございますけれども、現在の募集状況等を考え、早急に必要ということであれば見直しをさせていただきますけれども、今後につきましても継続して、現基準というものを維持してまいりたいと考えております。

待機者につきましては、先ほども申しあげました今後の出席率等を考えまして、随時追加のできる方につきましては、早急にその事務を進めさせていただく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 新年度のモットーというところで、子育て基盤の充実で、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指してというのが大きなサブタイトルとなっております以上、子育てでは他には負けないと言えるぐらいのまちづくりを進めてもらいたいというふうに思います。

次に移ります。

ここからは、新年度当初予算案で特に新規事業、これに絞って、その概要を伺い、その取り組み姿勢から新年度にかけの意気込みなど基本的な考えをお聞きしたいと思います。

平成29年度の当初予算の新規事業は、52事業11億4,000万円ということでありました。新年度当初予算案の新規事業数と予算額をお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成30年度当初予算におきます新規事業につきましては、事業数は昨年度を15事業上回る67事業。予算額では昨年度を6,000万円上回る12億528万円とする積極的な予算とさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 前年度を上回るということであります。

次に、新規事業の中で特に、町民とともに幸せづくりまちづくり、このキーワードとつながる事業の幾つかと、その狙いについてポイントを絞って概要をお聞かせ願いたいと思います。まず、これをお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成30年度当初予算のキーワードにつきましては、町民とともに幸せづくり・まちづくり、子育て基盤の充実で、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指してとさせていただいております。

町民とともに幸せづくり・まちづくりとは必ずしも新年度予算だけを捉えて表現したものではなく、不安定な財政状況ではございますが、そのような状況においてこそ人口の増加とともに今後もさらなる成長をしていくために、町民の皆様とともに町民の幸せ

づくり、町民のためのまちづくりをモットーに行政運営を推進していかなければならないという姿勢をあらわしたものでございます。

それに対し、副題として掲げました子育て基盤の充実で、子どもたちの笑顔あふれるまちを目指して、こちらにつきましては、新年度予算の編成に当たっての3つの重点項目のうち、最も大きなウエートを占める子育て、教育に係る基盤整備と環境支援といたしまして、北部中学校の校舎の増築や給食センター拡張準備など、子育て基盤の整備、また、放課後児童クラブの拡充や子育て世代包括支援センターの設置など、子育て環境の充実を行い、平成30年度は子どもたちの笑顔あふれるまち、子育て世代に優しいまちを目指していきたいというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 次に、第6次幸田町総合計画の基本目標に沿って、主要事業を予算案概要版というもので示されております。新規事業と第6次総合計画につながる取り組みの考え方、進め方についてお聞きをいたします。

1つ目の命と暮らしを守るぞ。安全安心の項目に関するところでございますが、大災害やミサイル問題、これは住民にとって今一番関心事であり、心配事だというふうに思っています。安全対策一般事業でJアラートのシステムの受信整備工事とありますが、どのように整備されて安全安心が向上するのかお聞きしたいと思います。

また、同じく新規事業の中で町民の安全安心につながる事業があればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 安全対策一般事業、こちらにつきましては、安全安心に関する新規事業といたしまして、4事業を上げさせていただいております。

まず、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信機の整備事業につきまして、現在使用しております受信機が平成22年に整備をされ、ソフトウェアの更新を重ねてきたため、既に処理能力の限界に達しており、機器を更新するというものでございます。

2点目は業務継続体制検討委託業務。こちらは平成29年度、本年度実施いたしておりましたBCP事業をさらに具体化していく事業でございます。大規模災害時におきまして、迅速かつ的確に非常時優先業務を実施するため、役場職員の災害対応の体制を抜本的に見直すもので、委託料は変更の体制による訓練の実施や業務継続計画の修正等を行うものでございます。

3点目といたしまして、愛知県が平成29年度に開発いたしました防災情報システムの利用料をお願いしているというものでございませう。このシステムは避難勧告などの発令の支援、Jアラートなどの情報発信の一元化、愛知県への被害報告の簡素化が図られるというものでございます。なお、本システムの開発には幸田町もモデル市町村として参画しておるということで、初期の開発費用は不要であり、使用料のみを計上しているというものでございます。

それから、最後4点目でございますが、MCA無線機の購入、こちらのほうも行います。大規模災害時における避難所等との情報網として、現在54台を保有しておりますが、警察署及びライフライン事業者との連携確保のため、さらに無線機12台を追加す

るというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 続きまして、新規事業で町民の安心安全につながる事業ということで御質問でございますので、消防のほうからお答えさせていただきます。

災害対策一般事業におきまして、防災備蓄倉庫の新設整備を予定しておるところでございます。防災備蓄倉庫につきましては、地震対策の一環として基幹避難所に平成18年度より防災備蓄倉庫の整備を始めたところで、現在では6小学校と3中学校に整備が完了したところでございます。

平成24年に幸田高校について避難所の指定をしたことに伴いまして、幸田高校への備蓄倉庫の整備について検討をしておったところでございます。幸田高校のある場所としては、近年、相見地区の町の整備が進んだことにより、人口増加が著しいという、そういった部分、それと幸田高校の生徒が半数がJRを利用した登下校を行っておるといふ部分がございます。そういった場合、震災時における帰宅困難者となり得る幸田高校の生徒に対応するためにも、今回、幸田高校への防災備蓄倉庫を計画させていただいておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 帰宅困難者対策でということ幸田高校にということではありますが、2月21日の中日新聞で紹介されておりました岡崎市の帰宅困難者対策ということで、市民に最大3万5,000人が出るだろうという予測の中で、徒歩帰宅支援ルート、あるいは帰宅支援ステーション、これが重視されたガイドマップを無料配付しているという記事がありました。また、JR岡崎駅構内には帰宅支援マップ、これが大きくボードで掲示をされております。3.11の大災害から7年が経過し、その大きな教訓を生かすためにも、いざというとき万全の準備を整えておく必要があるというふうに思います。本町もこういった取り組みを進められておるといふふうに思いますが、今後、これら含めて意識の高揚、そして、実際の活用をどのように進められるのか見解をお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 帰宅困難者対策ということでございますが、これまでに帰宅困難者の帰宅を支援する目的で作成しましたマップといたしまして、幸田町徒歩帰宅支援マップというものがございます。

これは、平成19年3月に作成したもので、既に10年ほど経過しているというものでございます。この帰宅困難者への対応につきましては、西三河9市1町の西三河防災減災連携研究会におきまして、帰宅困難者支援マップの作成について、記載内容だとか、サインの統一化、こういったものが検討されてきたということでございます。

本町におきましても、平成29年度事業といたしまして、現在、マップ作成に取り組んでいるというところであり、作成したマップにつきましては関係機関へ配付するとともに、総合防災訓練などの機会を捉え、啓発に努め、交番等にも配備をし、発災時には避難所や駅においても配布する予定であります。また、3駅における掲示板等を活用した周知、こういったものも今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 3駅にもボードといったように計画があるということですのでよろしくお願ひします。

次に、先ほども言いましたキーワードは町民とともに幸せづくり・まちづくりであります。住民と行政をつなぐ主な新規事業についてお聞きしたいと思います。

住民と行政をつなぐ場所として、役場庁舎と、その庁舎の中で職員が住民に対しての対応、その業務が一つだというふうに思います。予算案を見ますと、庁舎に係る事業も多くあるようですが、どんな事業を通じて住民サービス向上に取り組まれるのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 新年度予算における新規事業といたしまして、庁舎関連の事業も幾つか計上のほうをさせていただいております。主な新規事業といたしましては、町民の皆様への行政情報のPR、告知に活用するため、庁舎正面玄関の東側の壁面に懸垂幕2本を設置することができる設備を設置いたします。

また、手狭になってきております庁舎の1階フロアのオフィス環境の改善を図るため、未改修のままとなっております出納室等があります東側につきまして、31年度の工事実施に向けた設計業務を実施してまいります。

その他、受電設備の更新だとか、議場の放送設備の改修、それから第2委員会室の空調機の設置等、庁舎の安全対策や長寿命化に係るものについても実施してまいります。

その他、福祉課にて1階の来客対応ということで、嘱託職員の手話通訳者を常駐させ、聴覚障害者の窓口での受付、相談事務等の対応について充実をし、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 町民が共感して、町とともに協働したくなるようなまちづくりをぜひ進めてください。

最後のほうになります。

私は昨年的一般質問で、幸田町を全国へ売り込むイメージアップ戦略について質問をしましたが、町民の方に愛着心を持ってもらう、再発見をしてもらう。そして、町外の方に幸田町の知名度を向上させる。これらというふうに思いますが、これらを実施することで、町内外問わず、住みたくなるまち、この取り組みの事業があればお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 町内外を問わず、住みたくなるまちの新しい取り組みについて、各部から重立ったものを回答させていただきますけれども、企画部では平成30年度の新規事業の一つとしまして、タウンプロモーション事業を100万円ほど予算計上させていただきます。このタウンプロモーション事業につきましては、町の若手職員とか民間の意見を集約しながら、SNS会員制交流サイト、コミュニティツールを利用した情報を企画発信し、その町のイメージアップや知名度を向上させることで交流人口や関係人口の増加を図るとともに、住みたくなるまちとして定住人口の増加を目指すという

ものがございます。

例えば、このSNSを利用したロコミ戦略としてのハッシュタグ幸田町宣伝部といった投稿閲覧、また、町のオリジナルラインスタンプとかPR動画、またPR専用のホームページなど、具体的に何が可能なのか、こういった検討からスタートさせていただくということで、企画部ではそういった予定をさせていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 続きまして、住民こども部にかかわる案件でございます。

これまで住民の方からたびたび御意見等をいただいております旅券の発券事務、いわゆるパスポートでございますけれども、こちらにつきましては、愛知県の方針等によりまして、岡崎の旅券センターが再編をされますことになっております。これによりまして、この30年度は事前の準備年度とさせていただき予定でございます。31年の4月からは幸田町におきまして、パスポートの申請、それから受け取りができるようにするというものがございます。これにつきましては、本来パスポートといいますと本籍のある市町村、それから県の窓口という遠くの2つのところに出向といいますか、出向いていただいていたわけでございますけれども、こういった事務を委譲を受けますと、この幸田町役場で申請から受け取りまでができるということで、住民の方々にとりましても、身近な場所で申請をしていただけるという状況になろうかと思っております。31年4月から開始に向けて30年度は127万6,000円の予算を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町のよさや魅力の再発見、土地魅力アップに対する事業ということでございますが、環境経済部のほうからは、観光事業の中の2つの事業について説明させていただきます。

まず、一つ目といたしましては、愛知県が実施いたします大型観光キャンペーンの参加がございます。こちらは愛知県とJR6社、そして全国の旅行会社のほうがタイアップしまして、愛知県内に観光客を呼び込み、県内の活性化を図ろうとするものがございます。本町もこの事業に参加いたしまして、現在、旅行会社に対しましてアピールしているところでございます。

なお、次年度、旅行会社のほうでツアー商品として、本町のほうの道の駅や本光寺に立ち寄っていただけるようございましたら、その機会を利用いたしまして、本町の特産物のPRなどを行っていく予定でございます事業費のほうは概算100万円を計上させていただいております。

それともう一つでございますが、幸田町PR看板作成業務であります。こちらは幸田の玄関口であります幸田駅のほうを利用する方や通過する方々に対しまして、駅のホームから見える西側の立体駐輪場の壁面のほうを利用いたしまして、ここは幸田町ということは何かアピールできないかということで、できれば、まあいいや、今、はやりのよりインスタ映えのするようなインパクトのある看板のほうを設置できたらなというふうに考えております。通過者も1回おりてみようかな、なんて思っただけだとありがたいなというふうに考えております。なお、事業所のほうは300万円を計上させてい

ただいております。

そしてまた、幸田の知名度アップにつながるような全国展開ができるような新事業も何かないかなということで、今現在、商工会などとも検討も重ねておるところでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） いろいろたくさんございますが、特にパスポートが役場で全部完了するというのは、住民にとっては非常にサービス向上になるかなと思います。

昨年はNHKの公開番組で俳句王国がゆくを放送されました。私の知人からも幸田出たねという連絡がありまして、大変、幸田町を知ってもらいよい機会になったと思います。新年度も公開番組実施運営業務委託料計上されておりますが、議案説明会では民放の何でも鑑定団ということでありましたが、現状の計画についてお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 昨年のNHKの収録に続き、民放ではありますけれども地域参加型の番組の企画誘致を予定しているということで、80万円予算計上をさせていただいております。言われるとおり「開運！なんでも鑑定団」ということで、主催は幸田町でございますけれども、歴史と文化をテーマとした全国ネットの人気番組を通じながら、広く幸田町をPRするというとともに、また島原市との姉妹都市提携の1周年記念ということでもありますので、そういった企画でもって予定したいということでございます。

予定としましては、収録が平成30年の12月9日、町民会館でということで既に予定をしておりますが、この経過としましては一昨年12月に文化振興協会を通して、番組側から出張鑑定の打診がありまして、そういった面では希望したものでございます。収録日程とか、会場の要件については今現在クリアしているということから、現在の状況は内々定ということで発表させていただいております。各種条件を打ち合わせた後に内定となるということでございますので、内定となった後に出演者、出展者の希望を募集することで、それによって最終的には、その結果100点以上の出演希望がありという形で、そういった部分があり、なおかつ番組会議にて詳細検討の上、最終的に番組収録が決定するということでございますので、今の段階では内々定ということでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） こういった事業は、町民が楽しめましてイメージアップにもつながるということでよい事業だと思います。

いずれの施策にしましても、みんなで作る元気な幸田の実現に向けて、全力で取り組んでいただきたいことを申し上げ、質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いします。議案番号19の使用料及び賃借料についてお願いします。

先日の町長の施政方針にも公共施設の借地解消についての意欲を十分に感じ取ることができました。今回はこの賃借料について少し大きなくくりでお聞きをしたいと思っております。

まず初めに、この賃借料とか借り上げ料とかいう言葉の使い分けについて、以前もお聞きしましたが、ちょっと忘れてしまいましたので、これ使い分けがあったのかどうかについて、もう一度お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予算の中では賃借料ということで施設の名称ということになっておるといことで、借り上げ料と賃借料、同じ、同意味のものであるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私のほうも言葉の使い分けをせずに思いついたままで使わせていただくことにします。なぜ賃借料が必要かということは、これははっきりしておりまして、これは借りてでも、その運用が必要な事業があるのだと。土地は借りてでも使わないと運用できない事業があるのだという判断かなというふうに私は思っております。

初めは、来年の予算における用地借り上げ料の実態について総件数と予算総額について、その概数をお聞きします。さらに用地借り上げ料の予算に占める割合についてもお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成30年度当初予算におきます用地借り上げの件数につきましては、68件、借地料の予算額につきましては4,202万4,000円となっております。また、予算総額に対する比率ということでございますが、一般会計の当初予算が155億2,000万円ということでございますので割りますと、0.27%というふうになります。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 予算総額の0.27%であるということをお聞きしました。

次に、用地借り上げ解消の基本的な方針というのがあるのかなど。計画に基づいて、多分、実施されておるとは思いますが、用地購入の基準とか計画というのがあるのかないのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この用地の借り上げにつきましては、現在、施設の建設等を行う場合には、その用地については借地ではなく、必ず用地を購入した上で事業を実施ということで行っておるといことでございます。

しかし、過去におきましては、やむなく借地により事業を推進しており、借地の解消に向けて予算編成方針の中で借地の解消については優先課題ということで位置づけをし、必要性を十分に検討し、買収、または返還、移転等も含め、計画的かつ適正に対応することというふうに指示をされており、施政方針の中でも鋭意取り組んでいくことがうたわれておるということでございます。

また、基本的な借地解消に向けた方針といたしましては、各公共施設の借地契約の更新時におきます地権者との借地解消に向けた積極的な交渉を行うということで対応させていただいておるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 次は、社会福祉施設費としての高齢者生きがいセンターの用地借り上げ料と児童福祉施設としての住民広場用地借り上げ料、駐車場費としての公共駐車場における用地借り上げなどは、これらはこの用地がなければ、この事業展開ができないわけですから、この必要性がとても高いものだなというふうに思うわけですね。土地を借りてまでして運用する必要度はどのような基準に基づいておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員お尋ねをいただきました、まず社会福祉費におきます高齢者生きがいセンターの用地というような関係でございます。基本的に借地解消の方針につきましては、財政課が、総務部が行っておるものと同じの考え方で借地契約につきまして、借地解消などの方法について随時進めておるところでございます。

高齢者生きがいセンターにつきましても、現在、建物が建っております、そこでシルバー人材センターが活動をしておるわけでございます。この借地期間が終わるのが平成30年度でございますので、それに向けまして、用地の借地契約に関しまして交渉のほうも進めておるところではございます。将来的には、この建物についても移転等の可能性ですとか、そういったものも含めまして、検討のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員お尋ねの児童福祉施設費としての住民広場用地借り上げ料ということでございます。借地、それから借地解消等の計画、方針につきましては総務部が申し上げたとおり同じでございます。交渉記録等を取りながら、毎年交渉をさせていただきながら進めておるところでございます。

用地借り上げの基準ということでございますけれども、こちらにつきましても、現在では新たな借り上げ等は計画していないわけでございますけれども、過去に借地をもちまして、広場として利用をさせていただいておるということで、こちらにつきましても今後解消に向けた形での動きをとらせていただいております。直近でございますけれども、この29年度につきましては、芦谷住民広場の用地を借地の解消をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 駅周辺には駐車場があるということでございますが、例えば駅、幸田駅の第1駐車場につきましては全体面積5,175平米のうち、約1,000平米が借地、第2のほうは7,478平米のうち、2,562平米が現在借地ということなんです。相見駅につきましては、全て町有地ということになっておるわけでございますが、こちらのほう、どのような基準に基づくかということでございますが、解消に向けての具体的な方法や計画というのはないわけですが、近年の買収実績を見ますと、駅西第1につきましては、平成20年に3,395平米、4名の方から買収しております。それと平成27年に1,521平米、2名の方から買収しております。次年度につきましては、駅西第2駐車場のほう、933平米の買収を予定しております。今後とも粘り強くお願いしていくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） はい、わかりました。

その中で、駐車場費について、もう少しお聞きしますが、現在、例えば、三ヶ根駅前には公共の駐車場がございません。これは、土地を借りてまでして、そんなつくる、整備する必要がないのかという部分に影響するかと思うのですよね。今までのものは借り手までしてつくってきた。それは必要だったから。もうこれからは借りてまでしてつくことはできませんよと、そういう決まりになった。では、三ヶ根駅前には公共駐車場は要らないのかという部分は、これは必要性の判断の問題ですから、先ほど言いましたように、土地を借りてまでして運用する必要があるのかという基準から考えれば、これは三ヶ根駅前の駐車場、公共駐車場というのは、これはあってしかるべきだろうというふうに思うのですが、その部分について整合性がとれないなというふうに私は思っておりますので、これについてお答えをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 三ヶ根駅に公共駐車場がありませんよということでございますが、こちらのほう、どういう状況になっておるかということで、先日、三ヶ根駅周辺の駅から半径200メートルほどの範囲で、民間駐車場のほうの状況を調べました。そうしたところ、一応22カ所ほどあったわけですが、収容可能台数は全部でおおよそ300台ほどが確認できたということでございます。利用率につきましては、平日の11時ごろということであったわけですが、近いところで40%ほど。少し離れたところについては、かなりあきがあるという状況を確認しております。借りてまでということにつきましては、買収できればどこかというところもあるわけですが、現時点ではどうしてもあそこに欲しいということで、うちのほうの役場へ来ておるというところは現段階では聞いてはおりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回の答弁でいいますと、三ヶ根駅前にはどうしても公共の駐車場が必要だという声が役場のほうに届いてないというふうな言い回しをされたように聞こえておりますが、あの駅は確かに乗降客がとても少ないですから、そうすると駐輪場はあるので、駐輪場があればいいだろうと。そうするとますます乗降客が減ってきますね。これはまさにこの負のスパイラルに入っていくわけですが、駐車場費として、公共駐車

場における用地借り上げは三ヶ根駅前ではなぜ考えないのかという部分が、これは必要だろうと思うのですよ。ほかのものは既存の建物の建っているものは、これは借りてでもずっとやっていきますよと。将来買い上げますというふうに言っているわけですが、ではなぜ三ヶ根駅前には公共の駐車場は要らないのかと。自転車置き場だけで十分だという考えなのかどうかについて、まず再度確認をします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども申しましたが、今、民間の駐車場があるということでございますが、まず、借りてでもということでございますと、借りるということは基本的には町の方針としては今後はやっていかないということでございますので、どこか売っていただけるという話が今のところ聞いてないわけですが、いろいろ状況のほうは今後とも調べていきたいなというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私の一つの思いでは、三ヶ根駅前には土地を借りてでも、これは公共駐車場をつくると。そして、数年したら、その土地を買い上げると。まさに今、高齢福祉センターのようなイメージでやっていけばいいのではないかと思うのですね。そういう必要性について、ほかの事業と比較検討されないと、既に民間の月決め駐車場があるという理由で、要するに日利用の公共駐車場の必要がないという論理は成り立たないと思うのですよね。ですから、三ヶ根駅前にも日利用の公共駐車場というのは必要なんだと。これは駅としては当然必要なものだと思っているわけですから、そういったものをなぜほかの2駅にあって三ヶ根駅には要らないのか、駐輪場だけでいいのかという部分について、土地を買ってまでして運用する必要性がないからという意味なのかどうかについて再度答弁をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） お尋ねの日利用ということでございますが、基本的にはあるにこしたことはないのかなということではございますが、現状、民間のほうを調べましたら、ほぼ全てが月決めだったということは確認しております。日利用についてはなかったということでございます。

要望につきまして、5年ほど駐車場の担当をやっている職員にもちょっと確認したわけでございますが、日利用についてのそういった要望は今のところ一度も受けてないよというふうな回答がありました。しかしながら、そのことが役場に届いていないだけかもしれないので、その辺の日利用、例えば、幸田の駅ですと、100台分ぐらいは確保しておいて、8割程度が埋まっておるという状況もあるわけですが、それじゃ三ヶ根はどうですかというところで、その辺はまだ認識としてありませんでしたので、今後ちょっと調べていきたいなというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、無人駅化しています負のスパイラルの中に入って行く三ヶ根駅でございますが、月決め利用の駐車場は先ほど言われたように約300台ぐらい収容能力のあるように整備されております。これは公共じゃなくて民間がやってるからですよ。ですから、公共としてやるべきことは何かというと、そういった日利用の駐車場の

整備ができるかという部分だと思います。これは、民間でやるというのはなかなか難しい部分もあると思いますので、そういったものは駅の利用には必要なんだという認識を持っていただいて、駐輪場だけでは駅はだめなんだということがおわかりいただけるようにお願いをしたいと思っております。

次に、現在、未使用の町有地というのがたくさんあると思います。借りてでも使う。その民有地もあるのですが、今度はあるけど使ってないという町有地というのがいっぱいあるような気がしております。こういった町有地を活用することによる借地借り上げ解消計画というのは町にあるのかどうか。いろいろなところに町有地が点在しておりますので、それを活用すれば借地しなくてもいろいろなものがそこでやれるのじゃないかというふうに思うのですが、その辺のところについて、まず基本的にお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 駐車場、三ヶ根駅の駐車場でございますが、日利用につきまして、例えば、こちらのほう、当然無人化するということが主流でございますので、そういった設備投資ですとか、そういったものも多額の費用がかかるということです。そういった費用対効果と、あと需要ですね。そういったことをまた調べさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 未活用の町有地でございますが、もちろんこの未活用の町有地でございます。こちらの未活用の町有地につきましては、例えば面積の大きいものにつきましては、山の奥深くの山林など活用には不向きな土地が多いということ。また、公共施設をこれらに移転するとなると、用地購入は不要にて借地解消策にはなりますが、施設自体の移転費用、こういったものも要するなど難点もあり、現実的にはなかなか困難だということで、また計画、そういったものにつきましても町では現在持っておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ですから、幸田町は町有地は今、ふやしておるわけですが、使っていない町有地というのが物すごくたくさん点在しますよね。ただ、面積が小さいのと、使い勝手が悪いというのは、これはよくわかっておるわけですが、そういうところをいかに活用するかというのが、これが行政の知恵の出どころであろうと思うのですよね。あるのに使わないと。でも、借地してまで使いますと。これはまさに知恵が働いてないかなと思うのですよね。未活用の町有地には、その用途については、例えば、逆川にある不燃物処理場用地とか、須美のほうでしたか、青少年研修センター用地とか膨大な土地があるわけですね。それらの土地には今でも名前がついておまして、逆川の土地は不燃物処理場用地という名前が、名前だけついておる。何に使うか、もう今は使っていない。須美でしたかね、あそこには青少年研修センター用地だと。何ができるかわからんような用地が確保されておりますが、一向に使わない。

こういう土地をもうほかの目的に使うとか、または民間との取引によって、また別の場所と取りかえて使えるような用地にするとか、そういった、まさに土地を活用することによって、使える土地に変えていくと。今はたんすの中に入っている輪っかなんです

から、使える土地になぜ幸田町はしないのか。こういう土地をどんどん使えば、幸田町の財産が物すごくふえるような気がしますので、その辺の行政の知恵について、まずお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員言われますように、借地を返還し、そこで遊休の土地に移転するということにつきましては、最も効率がよく検討したいというふうには思っておりますが、なかなかそういった適地がないこともございます。また、そういったこともございますので、今後もない知恵を出して、積極的に可能性を探ってまいりたいと思っておりますけど、なかなか実際には適地が少ないということで御理解のほうをいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに幸田町の中で眠れる土地なのですよ。財産でありながら、一向に使おうとしない、活用しようとしていない。みんなで知恵を集めて、じゃあ、ここをこうしたらどうだというような知恵を出し合う、そういった研究会もない。何もない。ただ、ほかってあるだけ。それでは、これ町有地ですから、町民の財産ですから活用しなかったら意味がないですよ。そういった研究会とか、そういう組織を立ち上げる気があるのかなのかについてお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 現在のその遊休土地、こちらの活用ということでございますが、実際に確かに遊休土地たくさんありますが、その土地につきましては、先ほどもちょっと説明させていただいたのですけれども、やっぱり山の奥深くで活用が無理な土地、こういった土地も大きい土地に関してはほとんどそういった土地になってしまうと。それから、町中の土地も多少はありますけれども、こういった土地につきましては、代替用地ということで、事業の代替用地で確保してある土地ということで、それにしてもかわることはできないと。それから、また小さい土地、狭小地については当然、代替地になりませんので、そういったこともありまして、なかなか適地が少ないと。でも、これまでもいい土地につきましては、売れる土地については売ってしまうということも行っていました。今、残っている土地につきましては、なかなか使える土地は少ない。全部使えないわけじゃないです。もちろん使える可能性がある土地もありますので、そういったものにつきましては、現在も中のほうでも十分検討中の土地もあります。活用方法、内部でも検討している土地もございますけれども、なかなか少ないということで、研究会まで立ち上げるということまでは考えていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の現在持っている町有地は使い物にならないような土地ばかりだというような、そういった認識では、これは、何のためにその土地を持っておるのかということになりますので、やはり、そういう土地を十分に活用する方向に向けていきながらも借地というものの予算取りも納得してもらえないようにしないと、町は土地をいっぱい持っているじゃないか。でも、なぜ借地をするのだという、そういう知恵が働いてないのじゃないかと私思うものですから、その点についてはきちっとやっていただ

きたいと思ひまして、きょう、今、質問をさせてもらいました。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員の言われること、もっともでございますので、本当に使える土地につきましては、今、内部でも検討させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 衛生費の母子保健事業についてお伺いをいたします。

まず、妊娠から出産、産後、育児まで切れ目なくワンストップで総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が新規事業としてスタートいたします。町長の施政方針にも育児不安や虐待の予防にも寄与する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育て期まで関係機関と連携して、切れ目のない支援を実施しますと言われております。さらに、母子保健事業の充実を図られることと期待をしたいというふうに思っております。

まず、この中の利用者支援事業250万円の詳細をお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいまの当初予算におきまして、子育て世代包括支援センターの設置に係ります、計上させていただきました予算の内容ということでございます。

基本的には、この事業を中心的に進めていただきます母子保健コーディネーターという方を新規に設置するということとなります。この方は非常勤の保健師ということで1名配置するというための予算でございますので、共済費、賃金、旅費などを含めまして、共済費で34万円、賃金で215万円、旅費1万円ということで、250万円の計上をさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 母子保健のコーディネーターを雇うということでございます。本当に今、この方を嘱託で雇いまして、今現在、1人雇うことによって何人体制で行われるのかお聞かせを願ひたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 主な推進は先ほど申しましたように母子保健コーディネーターが行うわけではありますが、この事業というのはまずは母子手帳の交付から始まります妊婦さんからの支援ということになりますので、現在の母子保健グループが6名おるかというふうに思っております。それから、非常勤を含めると7名ですね。そこには新たに1名加わるという形での体制ということで考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 現在6名プラス1名で、今回、新年度からまた1名をプラスされて7名ということで、特に今回のこの250万円につきましては、母子保健のコーディ

ネーターを主に行うということでございます。ということは、子育て世代の包括支援センターという、この名前というのはどこでスタートするのかということでございますが、これは保健センターの中で進めるということで理解してよろしいのか伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 人数につきましては、現状が非常勤の職員も含めて7名です。それに合わせて1名新たに雇うということで8名の体制というふうに考えておるところでございます。そして、子育て世代包括支援センターは、特に場所的には保健センターというところになるわけでございます。母子健康手帳の交付の段階からスタートするということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 保健センターで行うということでございますが、やはり母子手帳の交付から行っていくわけでございますが、母子手帳の交付からさまざまな、ほかにも相談があるのではないかなというふうに思います。妊娠したときからの相談だとか、また出産、子育てまでのさまざまな相談支援は行っていくというふうに思いますが、今までもさまざまな相談内容もあったのではないかなというふうに思うわけではございますが、幸田町としては産後ケアというのを今まで行っていないというふうに理解しておるわけでございますが、今後、この包括支援センターというものを立ち上げるときに、産後ケアというのは必ず必要ではないかなというふうに思うわけではございます。産後うつなどもいらっしゃいますので、その辺の相談内容にも入っていただきたいなというふうに思うわけでございますが、この産後ケアについての今後の進め方、計画等がございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから産後ケアという形でのフォローについての御提案もいただいたところでございます。確かに元来、国が進めておる子育て世代包括支援センターの設置にかかわる事業というものにつきましては、そういった産後ケアとか、そういったものもあわせた制度設計になっておったかというふうに思っているところではございます。

現在、町としても、実際この産後ケアに関しましては、なかなか拠点の問題もございまして、ちょっと今、現時点ではちょっと具体的な事業にはなってきてはおりません。今後、関係機関、近隣自治体との調整も図りつつ、これにつきましても、やはり取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えておりますので、次年度は子育て世代包括支援センターとしては設置いたします。引き続きまして、そういった産後ケアについても取り組みを検討していきたいということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、部長言われたように国の進めている、このセンターというのは、やはりその産後ケアまでも含めたものだというふうに理解をしておりますので、ぜひともこれは早い段階において、関係機関とも相談をされて、できるだけ早い時期に行っていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、子育て世代の包括支援センターの設置は私も以前、平成28年の6月議会でも一般質問してきたわけではございますが、この全国展開といたしましては、このセンターというのを日本版のネウボラというほうで、国のほうでは名前をつけられているというふうには思うわけでありますが、今回、幸田町がこの子育て世代包括支援センターをつくるに当たって、幸田版のネウボラというふうに考えていいのかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから平成28年6月の議会のほうからも子育て世帯包括支援センターの設置というようなことで御提案をいただいた経緯があったかというふうに確認をしているところでございます。そういった中で、確かに全国的な展開という中で、このネウボラという言葉が確かにフィンランド語で、支援、アドバイスをする場所という意味合いで使われてきておることかというふうに思っております。考え方としましては、そこを踏襲するもので実施したいというふうに思っておりますので、国と同様に出産、産後育児までの切れ目ない総合的な支援をする場所というふうに考えておりますので、そのように捉えていただいて結構かというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今言われましたようにフィンランド語で言うわけではございますが、アドバイスと場所ということでございますので、またこれは若い世代の人に関しては、もうネウボラということはすぐ通じるというような、そういう私は言葉ではないかなというふうに思います。これをやっていることで、幸田町はこの切れ目なくワンストップで総合的な子育ての支援を行っているまちだなということが私はわかるのではないかなというふうに思うわけではございますので、ぜひとも、これはどこかの場所でも結構ですので、幸田版のネウボラということも公表をしていただきたいというふうに思っております。

それから、あと、既に他市町では子育て世代の包括支援センターを立ち上げているところがございます。例えば、愛知県の犬山市では、このセンターの名称を「すくすくいぬまる」というふうにつけて、若い世代、子育て、妊娠から出産までの産後までの、その若い世代の人たちに親しみやすいようなセンターの名前をつけておられます。

また、御坊市では「にっこりあ」というのだとか、小田原市は「はっぴい」などというふうに名前をつけている市町もございます。これは愛称をつけて親しみやすいセンターだということをPRしているのではないかなというふうに思うわけではございますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回設置いたします幸田町の子育て世代包括支援センターのところでございます。高浜市等でもありますように高浜市版ネウボラとか、そういったものも含めた形での公表ということかと思っております。本町といたしましても、一般的にわかりやすい形をとるべきだというふうに思っておりますが、今のところ、ちょっと幸田町子育て世代包括支援センターという、こういった名称で今のところ、事

業のほうはちょっと進めておるところでございます。

そしてまた、このセンターに親しみを持ってもらえるように愛称をつけている市があるということで、今、何例か御紹介をいただけたかというふうに思っております。

県内の状況としましては、愛西市の「あいさいっ子相談室」ですとか、瀬戸市の「せとっ子すくすく相談室」など、さまざまな事例があるということは確認をしているところではございます。

現状では、ちょっと硬い表現ということになってしまいますが、わかりやすい名称でいきたいということで幸田町子育て世代包括支援センターというふうに考えておるところではございますので、今は現時点ではちょっと愛称の、それを賦課するような考え方は今すぐはちょっと持っておりませんが、今後、やはり住民、利用者の声とか、そういった近隣の状況なども踏まえながら、そういった風潮が高まってくれば、やはり皆さんに御利用いただきたい施設であるというふうに思っておりますので、そういった面では検討してまいりたいというふうに思っておりますので、そういった面では

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、これも考えていっていただきたいなと思うわけでありまして。何せセンターの名前が長い名称でございますので、やはり、これは考えていっていただきたいと思えます。

そして、また幸田町内には、これから人口増が見込まれているわけでございます。そこには妊娠から出産、また子育て、その人たちがたくさん、これからふえてくる予定ではございますので、ぜひともこの辺については今後で結構ですが、考えていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

続きまして、民生費についてお伺いをいたします。この中の老人福祉センターと地域活動支援センターは福祉避難所として指定はされております。今回、老人福祉センター管理運営事業と地域活動支援センター管理運営事業にそれぞれ福祉避難所資機材として116万9,000円が計上されております。この資機材の詳細をお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） まず、子育て世代包括支援センターに関しましては、議員の御提言もありますので、また引き続き名称が必要かどうか、状況を見ながら利用をしていただきたい施設になっていくように検討していきたいというふうに思っております。

それから、民生費のほうにおきまして、福祉避難所として今年度設置のほうをしてきたわけなんですけれども、それに対します資機材といたしまして、予算を計上させていただいているところではございます。内容といたしましては、備蓄型簡易トイレというもので、これを2台、そして、発電機を1台、そして、防災用のLEDを搭載いたします投光器を1台ということで、これらのものを整備する予算として、それぞれ116万9,000円を計上させていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 備蓄トイレと、あと発電機、LEDの投光器を1台ということでございます。今回、福祉避難所として指定をされて、今後、その必要性を感じて、ここにいらっしゃるのかなというふうに思うわけではございますが、今現在、大腸がんなど

の増加などによって、ストーマをつける人がふえてきているというふうに聞いております。本町にはオストメイトの対応トイレなど、多目的トイレなどが公共施設などにも設置をされて、当事者たちにはこういうトイレがあるから外出ができるというふうに喜ばれているところでございます。

この福祉避難所では、ストーマ装具の備蓄というのは考えておられるのでしょうか、お聞きをいたします。当事者の方たちは突然の災害で避難所に緊急に避難するわけでございます。その中で、やはり、どうしてもすぐ必要なものがなかなか持ち出せない場合もございまして、やはり、これは私は一つこういう用具、ストーマ装具の備蓄も考えていっていただきたいと思うわけでございますが、そのお考えについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、福祉避難所におきますストーマの設置ということに対応する。つけている方に対応します対応の機材ということであるかというふうに思います。確かに福祉避難所の備蓄品というものが通常の避難所とは異なりまして、避難者の障害度ですとか、介護度、そして、必要とされる医療のケアの状況などによって変わってくるということでございます。

当然、そういった方も御利用なされることを前提にいくのであれば、その方に対する対応も必要になってくるというふうに想定されるということでございますので、今後、こういったようなものがどれだけ必要になるかというものは、改めて確認をする中で整備のほうは進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも考えていっていただきたいというふうに思います。装具の備蓄もそうでございますし、例えば、トイレ等も同じでございますので、その辺についてもどれだけ必要かということを検討していただいて、調べていただいて、私はこの中に入れていっていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者、障害者、難病者などの要配慮者やときには妊婦さんなどが基幹の避難所では配慮が必要となるため、この福祉避難所に避難をしてくるというふうに思います。老人福祉センター等、地域活動支援センターの収容人数はどのぐらいを予定されているのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） この福祉避難所に避難もしてこられた方の収容人数ということでございますが、これは現在のところ長期滞在におかれます1人当たりの必要な面積が3平方メートルとなっていることで、それを単純にそれぞれの施設の床面積で割った数字でいくのであれば、老人福祉センターでは62名、そして地域活動支援センターでは76名ということになるわけではございます。

ただ、これがやはりそれぞれの方の状況によりまして、必ず、この数字になるかというところは、やはり避難されてきた方々の状況によるところもあるわけではございますが、数字の上で算定するのであれば、その人数になるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 幸田町で福祉避難所として指定をされたということは、これは前向きにいいことだなというふうに考えるわけではございますが、今、言われた収容人数につきましては、床面積から計算して、老人福祉センターは62名、地域活動支援センターは76名ということでございます。

これ、人数だけ聞きますと、収容人数がかなり低いのではないかなというふうに思うわけですが、これは要配慮者の何パーセントになるのか、人数からいきますと、また次の福祉避難所の指定のほうも計画していかなければいけないのではないかなというふうに思うわけではございますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、福祉避難所の備蓄用の食糧、今回購入する資機材などの保管場所というのはそれぞれどこに備蓄をされているのかということをお聞かせをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 要配慮者の何パーセントかということでございます。2月8日現在、災害時の避難行動訓練要支援者登録者数で申しますと、今、1,295名が登録のほうをされておるということでございますので、その人数から、この福祉避難所の収容人数の比率でいきますと、10.6%という、まだ数値になっておるところでございます。確かに充足に当たりましては、やはり今後ともちょっと対策のほうを考えていく必要があるのではないかと考えるところではございます。

そして、福祉避難所の備蓄用の資機材などの保管場所ということではございますが、老人福祉センターにおきましては、食料が1階の談笑室ですとか、それからトイレ関連機材が旧男子浴室に保管してあるということでございます。

そして、地域活動支援センターにおきましては、食料、トイレ関係機材とも、1階の階段下の倉庫に保管をしておるといふものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 要配慮者のパーセントからいくと、10.6%ということではございますので、また今後、この福祉避難所のカウンターについても検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、備蓄しているところですけども、老人福祉センターには談笑室だとか、男子の浴室、これは使っていないところだというふうに思うわけですが、やはり、施設自体が私は狭いところ、もともと狭いところありますので、それをまた今回、このトイレだとか発電機だとか、投光器などを購入されて、またそこへ押し込むというのは、私はそれは何か災害が起きたときには、もう本当に大変ではないかなというふうに思うわけでありまして。そこで、緊急時にはその屋外のコンテナ式の防災備蓄倉庫があれば、設置も早く、これは簡単に備品の出し入れができることから、私はこの2つの施設にも、この防災備蓄倉庫というのは屋外のものですけども、施設にも提案したいというふうに思うわけではございます。

今、小学校、中学校だとか、新年度は幸田高校にも設置をされるようではございますが、やはり、そのコンテナ式の備蓄倉庫にも大きいもの小さいものさまざまございますので、私はこれは一度検討していただきたいと思いますというふうに思うわけではございますが、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 町のほうといたしましても、現在、基幹避難所におきますコンテナ式の防災備蓄倉庫ということで整備のほうを進めておるということであるかというふうに思っております。

そういった中で、福祉避難所ということで整備のほうを進めておるところではございます。確かにそこで必要といたします食料品ですとか備品、そして医療の資機材等、そういったものが必要になってくるものが出てくるわけでございますので、何をどれぐらい整備していくことが必要になってくるのかというものを、やはり今後、関係課との調整ですとか、あるいは町内事例、あるいはほかの先進地等での聞き取りなどを行いながら、整備の必要性に関しまして、考え、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここでお諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第19号議案以降の質疑は3月13日、火曜日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、第19号議案以降の質疑は、3月13日、火曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

本日は、これにて散会とします。

次回は、明日3月13日、火曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしく願います。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年3月12日

議 長

議 員

議 員